

平成20年（2008年）紀北町12月定例会会議録

第 5 号

招集年月日 平成20年12月 8 日（月）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成20年12月19日（金）

応 招 議 員

1 番	東 篤布	2 番	中村健之
3 番	近澤チヅル	4 番	家崎仁行
5 番	川端龍雄	6 番	北村博司
7 番	玉津 充	8 番	尾上壽一
9 番	平野倭規	10番	岩見雅夫
11番	入江康仁	12番	平野隆久
13番	島本昌幸	14番	中本 衛
15番	中津畑正量	16番	東 澄代
17番	松永征也	18番	垣内唯好
19番	奥村武生	20番	東 清剛
21番	谷 節夫	22番	世古勝彦

不応招議員

地方自治法第 121 条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	副 町 長	紀平 勉
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	川合誠一
財 政 課 長	塩崎剛尚	危機管理課長	中原幹夫
企 画 課 長	中場 幹	税 務 課 長	平谷卓也
住 民 課 長	谷口房夫	福祉保健課長	五味 啓
環境管理課長	倉崎全生	産業振興課長	中村高則
建 設 課 長	山本善久	水 道 課 長	村島成幸
出 納 室 長	長野季樹	紀伊長島総合支所長	橋本樹徳
教育委員長	喜多 健	教 育 課 長	小倉 肇
学校教育課長	世古雅則	生涯学習課長	家崎英寿
監 査 委 員	佐野耕造		

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	脇 俊明
書 記	上野隆志	総務課長補佐	工門利弘

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

1 番 東 篤布

2 番 中村健之

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

川端龍雄議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であり、定足数に達しております。

川端龍雄議長

ご報告申し上げます。

本会議初日に報告をさせていただきました、追加議案についてであります。政令及び省令等の公布が行われたことにより、町において国民健康保険条例の一部改正が必要となり、町長から追加議案として提出がありました。本日、各議案に対する決定をいただいた後、追加議案として上程させていただきたいと思いますので、よろしくご了承ください。

以上で、報告を終わります。

川端龍雄議長

これより本日の会議を開きます。

それでは、議事日程を朗読させます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

(議 事 日 程 朗 読)

川端龍雄議長

それでは、日程に従い、議事に入ります。

日程第 1

川端龍雄議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

1 番 東 篤布君

2 番 中村健之君

のご両名を指名いたします。

日程第 2

川端龍雄議長

次に、日程第 2 古里樹園地農道の拡幅の陳情についての撤回について議題といたします。

本件については、お手元に配布いたしましたとおり、去る12月11日に提出者である古里区長野呂善一氏から取下書が提出されました。8日に開催した本会議においてすでに議題となり、産業建設常任委員会に付託することの議決を得たものであります。

委員会の審査中に提出者から取り下げの申出書が提出されましたので、その旨を所管委員長に報告をし、ただいま審査を中断していただいております。会議規則第20条の規定により本案件の撤回については、議会の許可が必要となるものであります。

それでは、取り下げの理由について、朗読をもって説明にかえさせます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

(取 下 書 朗 読)

川端龍雄議長

お諮りします。

ただいま議題となっております、古里樹園地農道の拡幅の陳情の撤回については、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、古里樹園地農道の拡幅の陳情の撤回については、許可することに決定しました。

日程第3

川端龍雄議長

次に、日程第3 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され、審査を行った案件について、各常任委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務財政常任委員長 北村博司君。

総務財政常任委員長 北村博司議員

おはようございます。

本会議から付託を受けました議案2件、請願1件につきまして、9日に総務財政常任委員会を開催いたしまして、審査いたしました。

その結果について、ご報告申し上げます。

まず最初に、議案第57号であります。紀北町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたしました。

出席の委員は、委員長北村、以下全委員であります。理事者側は企画課長以下でございます。

まず最初に、中場企画課長が議案の内容説明したうえで審査に入りました。

最初に、中山間地域総合整備事業が以前からもあったと思うが、以前は過疎債を受けていなかったが、今回過疎債充当できるということで、この過疎計画の項目に載ってない中山間地域総合整備事業近代化施設のところへ載せるということであるということ、お尋ねがございました。

これに対して、企画課長から、以前からあったと聞いているが、ただし、紀北町として取り入れるのは20年度からであると、議員が質疑にあるように、現在のところ、これまでの過疎計画の中では産業振興の欄に、基盤整備というところがあるけれども、そこには農業があるんだけど、経営近代化施設の中には農業の欄がなかったので、今回追加したという説明でありました。

過去には、あったかもしれないけれども、担当課から聞いている範囲では、平成19年度に計

画書を作成し、20年度から事業を行うものであるということでございます。

この点について、委員のほうから、過疎地域自立促進特別措置法は、平成22年の3月で失効すると、一方、中山間の総合整備事業は7年計画だということ、年度的な食い違いはあるのはどのようなことになるのかと、計画書に記載されている内容は、22年3月までの1年間だと、この分だけの事業費で計画書に上がるのか、それとも失効した分、あとも含めてですね、計画書にあげるのかどうかという確認がございました。

これに対して、企画課長からは、過疎地域自立促進特別措置法は来年度末で一旦切れる。このことから過疎債の充当については、20年度、21年度というふうに理解している。ただし、特別措置法が延長になれば、この事業に過疎債を充当する年度も追加されると思われるので、今のところその延長が決まっていないと、とりあえず2年分ということで、あげざるを得ないと判断しているということございました。

この点について、さらに委員のほうから、国が55%、県が20%の負担、また過疎債の対象になるという有利な事業なので、この当町の地域は遠隔地でもあり、企業誘致なども難しい。これらの点から当町は、将来的にも農業を捨てるわけにいかないと思う。そういう将来的な新しい農業というか、そういう面も、例えば観光と絡めるとか、そういう計画はないのかという確認がございました。

課長のほうからは、事業の一覧表の中で該当しそうなものが海山区の便ノ山のホテル水路の関係というのが1件あると、これ以外には観光的なものは入っていないということございました。

その事業の一覧表について配布されまして、説明を受けました。

これに対して、委員のほうからは、この計画をつくった主体は産業振興課であって、どのようにして7年間の中山間事業の計画や全体の金額が決まっていたのかという、お尋ねがございました。

この点について、企画課長のほうから、平成19年度に地元の聞き取り調査の中で、農業振興全体に対する意見交換会を7地域で実施していると、その中で、意見として出てきたものを計画に加味しながら計画書を作成したという、お答えでございました。

これに対して、委員は、一般的によく地域の声を聞いたというと、区長とか幹部の声を聞くことが多いのですが、やはり農業に従事している方の生の声を聞いて計画を立てるべきではないとかいう、お尋ねがございました。

これに対して、企画課長のほうからは、各地区の区長はじめ、水利組合、農業委員、農業関

係者、認定農家の方々から話を聞いたというふうに、聞いているということでございました。

この点、さらに議論がございまして、その集まっていた方々に、事前にこのようなことについて考えているんだけど、どうなんだという説明をしているのか、その辺が大切であると、国全体の自給率も日本全体で下がっていて、小さくても農業については大変である。安全な食品を地域に提供していくには大切な課題だと思うんだけど、一般的にざっと汲み取るだけではなく、住民皆さんの参加でこの計画を進めていくべきだと思うと、水利組合の組合長さんがすべてのことを把握しているとは思えないので、より細かく関係の皆さんの意見を聞いていただきたいと。

これに対して、企画課長からは、産業振興課から預かってきたという文書、招集文書が読み上げられまして、その内容は、当町では今後、農業振興の参考にさせていただくべく、地域の農業委員、水利組合、区長の方々等に地域の現状や問題、また将来に向けた取り組み等について意見を賜りたいと考えているという、案内を出しております。なお、意見交換会の中で基盤整備等についてという議題も記載されているという報告でありました。

これに対して、さらに過疎債の自立促進計画は時限立法だということを前提にして、継続されるのではないかというのは、延長ですね、時限立法の延長ということは想定の中でしょうと、例えば7年間のこの事業がすべて過疎の時限立法中であれば、順番にできるけれども、まずこの2年間でどれをするかという優先順位を決めているのかという、お尋ねがございました。

これに対して、企画課長からは、お手元に資料は配布されてないね。お手元にございませんけれども、委員会に提出された資料の中で、紀伊長島の25、26、27の3つ、海山の⑩、⑪、⑭、⑮、農道については紀伊長島の②、海山の①、これがすでに20年度の予算として計上されております。負担金額は、全体で1,625万円、そのうち過疎債を1,120万円充当するという説明でありました。

7年間の計画の中で、今後の順番、優先順位はもうすでに決まっているのかという、お尋ねがございましたけれども、企画課長のほうでは、来年以降の年度別の事業内容については把握してないと、財政当局と相談しながら予算により事業を決定していくものと推測しているというお答えでございました。

計画を立案したのが産業振興課、説明するのが企画課長という点について、食い違いがどうしても出てくるものですから、その点について、委員のほうから、総務財政常任委員会で企画課長が説明しているけれども、産業振興課の仕事ではないのかという、確認がございました。

そのとおりであるということでございます。ただ、過疎計画は企画課が所管していると、今

回は過疎計画の変更であり、企画課が説明しているということでございました。

この点について、中身は産業振興課で、出席を求めて説明を受けるべきではないかという議論がかなり続きました。この点についてですね、委員の中から、別な委員の中から、中身を企画課長に質問しているけれども、産業振興課が所管する中身の質問が多いのではないかという判断とすれば、これ以上、企画課長に答弁を求めるのはどうかという指摘もございました。

この点についてですね、その後もずっと議会運営委員会、並びに本会議での処理の問題も含めて、すでに総務財政常任委員会に付託されているのであってですね、やむを得ないと、今後は事業の担当課、つまり産業振興課ですけれども、連携して説明できる人が控えているということも検討してくださいと、総務財政常任委員会が審査している間、産業振興課の担当者が控えていて、詳しく中身を説明できるような、今後はしていただきたいと、この日は、ちょうどその時間は産業振興課のほうが農業委員会のほうに出席しておりまして、総務財政常任委員会のほうには出れないということでございました。これは私どものほうで確認いたしております。

内容審査については十分でなかったということをご報告申し上げておきたいと思います。

別な委員のほうから、本町でも過疎債は有効に活用されているわけですが、今後の見通しは時限立法なので、そういう中で各市町の首長さんが必死になって国や県に要望されていると思うのですが、最近のそのあたりの実情はどうかというお尋ねがございました。

これに対して、企画課長から、県内の過疎地域は現在7市町ありますが、その中で、ふるさと振興協議会という会をつくって、三重県も含めてやっていると、事務局は町村会で、先日も本町の議長を含め、議員も入って11月18日に約200人が参加して、松阪で三重県の総決起大会を開いたと、また町長は、国の新過疎法制定総決起大会というのが11月25日にあって出席していると、国の動向としては、知る限りでは国の委員の皆さん、国会議員の皆さんが全国で意見を聞いているというのは、ホームページ等で載っているということで、是非とも新過疎法を設置していただきたいというのが、願いであるという企画課長の意思でございました。

以上で質疑を終結し、反対、賛成ともに討論はなく、全員賛成と認め、採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしております。

次に、議案第58号 平成20年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の「企画課」所管分を審査いたしました。

委員並びに理事者側の出席者は、さきほどと同様でございます。

補正予算（第2号）の23ページをお開きいただきたいと思います。指定統計調査費の増17万3,000円は、住宅土地統計調査ということで、歳入18ページですが、県支出金44万1,000円、

この土地統計調査というのはどういうものなのかと、並びに対象となる客体のお尋ねがございました。

これに対して、企画課長からは、住宅土地統計調査の目的としては、住宅並びに世帯の居住状況の実態を把握し、その状況と推移を明らかにする国の指定統計であり、5年に1回実施していると、対象の客体は、40調査区で646であるという説明でございました。

次に、15ページの地方税減収補てん臨時交付金の増についてのお尋ねがございました。これは暫定税率の失効に伴う減収に対しての交付金であるということです。

暫定税率の内容についてのお尋ねが引き続いてありました。これに対して、塩崎課長から、失礼しました。すでに財政課所管分に入っております。塩崎財政課長からは、揮発油税は1リットル当たり24.3円、自動車取得税は取得価格の2%が上乘せし、道路整備等にあてられる。臨時交付金については、現在のところ本年度のみの施策であると。

引き続いて、22ページの燃料費の増ですけれども、本会議に引き続いて議論が相当数出ました。委員のほうから、昨年の決算特別委員会でもカードを利用すべきとの話があったが、その後検討したのかと、またリッター当たり203円という単価は、いつ現在のものであるのかというお尋ねがございました。

これに対して、塩崎課長からは、給油の際のカード化については、財政課内で検討したけれども、官公庁の会計上、口座の引き落としに対応できないことにより、費用が発生する等の問題があって、カード化の導入はしておりません。リッター当たり203円というのは、ハイオクの単価で、レギュラーの場合は194円が一番高い値段であると、このようですね。

この点について、公用車の給油方法と価格は統一されているのかというお尋ねがございました。課長のほうからは、町内のどのガソリンスタンドでという指定はしていないと、財政課からは町内の各ガソリンスタンドでバランスよく給油するよう呼びかけていると、価格は石油商業組合と交渉して、一般の掛け売り価格から3円を減額した価格で統一しているという、お答えでございました。これに対して、今年度の公用車の燃料費の月別単価、及び使用量を資料として提出を委員会のほうから求めました。

このガソリン関係の部分だけ引き続いてご報告申し上げますけれども、別な委員から、現在ガソリンの単価、リッター当たりの単価をお尋ねするご発言がございました。これに対して、11月分の請求単価は税込み152円ということでございます。

この点、さらに委員のほうから、ガソリン価格の変動が激しいときなので、安いときに給油するよという、職員に指示しているのかという、指摘がございました。これに対して、課

長のほうからは価格の変動があらかじめ予想されている場合は、マイウェブ、これは庁内のネットでございますけれども、マイウェブ等で周知していると、成果については集計できていないということでございます。

委員のほうからは、今後もガソリン価格が下がる気配なので、職員に下がったときに給油するという意識づけを徹底してもらいたいと、課長のほうからは、今後も周知徹底していきたいというご答弁がございました。

この点、委員のほうからは、今後は車別の使用量の推移を集計し、庁舎内で公表するなども考えて、徹底した管理をしてもらいたいという意見がございました。

次いで、14ページの自動車取得税交付金の減額は、不景気により自動車が売れなくなったことも関係しているのかという確認がございました。これに対して、その要因もあるというお答えでございました。

さらに、21ページの臨時財政対策債についてのお尋ねがございました。地方交付税の不足した分を補うために、こういう対策をとっているのだと思うけれども、どういうものか。あと繰上償還に伴う減だけれども、借換えするのと、一般財源で返還するものは何を基準にしているのかという、お尋ねがございました。

これに対して、課長から、臨時財政対策債については、普通交付税として交付されるのが本来だけれども、交付税原資の不足により、起債して後年度に100%交付税算入されるものであると、さきほどの基準ですけれども、交付税算入のある起債は借換えし、ないものについては純繰上償還するということで予定していたけれども、交付税算入のある起債は借換え前の償還額により交付税に算入されることが示されたこと、また今年度において借換えしなくても予算措置ができる見込みとなったことから、公債費負担の軽減を図るため減額計上したということでした。臨時財政対策債については、本町としては地方債の扱いとしているという説明でございました。

この償還金に関して、国や県に対して違約金が発生しないように働きかけはしているのかというお尋ねがございました。働きかけしているというご答弁でございました。

それと、さきほどのガソリン価格の問題ですけれども、もう1点ございまして、このハイオクで203円という大変一番最高値の単価に関して、町所有車でハイオク仕様の車があるのかというお尋ねがございまして、これに対して、課長のほうから、ハイオク仕様車は議会事務局管理の公用車1台であると。

この点について、ご指摘をいただいた委員から、ハイオク仕様の車でもレギュラーを入れる

ようにしたほうがいいのではないかというご指摘がございました。この点について、議会事務局長のお出席を求めましてご説明をいただきました。中野局長は、以前レギュラーを入れていたけれども、エンジンの調子が悪くなったため、業者に見てもらったところ、古い車なのでレギュラーガソリンには対応できない、故障の要因となるということでしたので、それ以降はハイオクガソリンを入れているというお答えでございました。

次に、「税務課」所管分を審査いたしました。税務課長以下が出席いたしました。

委員から、滞納システムを委託し整理することによって、滞納者を減らせる目標はどのくらい立っているかというお尋ねがございました。これに対して、税務課長からは、滞納システムの導入によって、滞納整理の強化につながっていると、納税者全員にかかるデータを入れることにより、画面上でいろいろな状況がわかり、差押え等の事務処理がスムーズに行うことができるので、現状より作業効率が上がるというお答えでございました。

滞納者は前年より新たに収納させられるかと、そういう目標は立っているかというお尋ねがございました。税務課長のほうから、目標数値は具体的に立てていないけれども、新たな滞納者を増やさないということについては、現年度分に集中して徴収事務にあたっていると、年間50件ぐらいを予定しているということでした。

次に、「危機管理課」所管分を審査いたしました。中原危機管理課長以下職員が出席いたしております。

危機管理課の所管分について、災害対策費の自主防災組織対策事業費の増の備品購入費 276万円の救助工具セットという説明について、その中身のお尋ねがございました。中原課長からは、スコップ、両口ハンマー、平バール、ボルトクリッパー、オノ、ナイロンテープ、折込ノコギリ、ダイニーマーSグローブ、バッグ（シート付）で、9種類が入っております。これを46箇所分計上いたしております。その理由はですね、現在9箇所の自主防災倉庫に合計13の工具セットが配備されていると、その配備されていない残りの自主防災会倉庫へ46組配備するというごさいます。

各自主防災会の中でも、相賀自主防災会は、この工具セットが4セット配備されていると、今回の46箇所分については、1セットずつになると、自主防災会の規模の大きいところについてはもっと増やし、足りないという要望がある場合は増やしていきたいと思うというお答えでございました。

次に、防災推進費の増について、要援護者に対しての家具の固定は62件かという確認がございました。この家具の取り付けについて、19年度中は190件を設置したと、20年度当初予算に

130件分を予算計上して、うち 114件は実施していると、残り78件ですが、現在70箇所の申請が出てきているので、今回、62件分の予算計上をしたという説明でございました。

それから、自主防災組織対策事業費の増の需用費の中身ですけれども、三角巾という説明でございましたけれども、三角巾は町内で扱っている業者があると思うけれども、町内業者で購入してはどうかというご意見がございました。これに対して課長からは、入札になると思うが、町内業者があれば入札に参加していただきたいというお答えでございました。

それから、自主防災費用が当初予算で計上せず、補正予算で計上した理由についての説明を求める発言がございました。これに対して、課長からは、自主防災組織対策事業費の増の 396万円については、2分の1の県補助を見込んで、21年度の当初予算計上と考えていましたが、今回、地域活性化緊急安心総合対策交付金を盛り込んだ国の補正予算第1号が成立したと、これを受けて来年度の事業を前倒して、今回の補正予算に計上したということでございます。現在、本事業の採択を国に要望しているところで、採択されたあと、3月補正予算に計上するという予定でございます。

それから、次いで避難タワーや避難場所の箇所数や、避難用の水、毛布、食料等の常備品の内容についてのお尋ねがございました。これに対して課長からは、引本赤石津波ステーションの場合は、アルファ米 2箱 100食、水 2リットル入 8箱の48本、それから乾パン 3箱72個、毛布が40枚、排便袋 5袋入の 100袋を備蓄しているというお答えでございました。

この点、さらに避難所へ携帯ラジオを置いてもらえないかというご発言がございましたけれども、課長からは、避難場所など人の集まる箇所に無線が入る受信機の設置を考えているということでした。

それから、家具固定事業委託料の62件は、家具固定するだけで単価 8,000円の中身についてのお尋ねがございました。これに対して課長からは、家具固定事業は紀北建設労働組合に委託して、タンス等の家具 3点セットの取付費用に、さらに労務費を加えて、1件 8,000円の単価契約を行っているということでございます。50万円のうち24万円は県補助金であります。

次いで、町内の路地の一時停止線が消えている場所が多いので、引き直してほしいというご発言もございました。これについて、一時停止のライン塗装は町道であれば建設課、県道であれば県、交通安全関係でライン、カーブミラー、ガードレール等のハード事業は建設課でやっているということでした。

さきほどの非常食の備蓄に対して、別の委員から、保管管理方法、数量、保存期間の期限切れなどを把握しているかと、各地区で年にどれぐらい点検実施し、把握して記帳しているか、

定期的にやっているか、それとも地区に任せているのかというお尋ねがございました。これに対して課長のほうからは、自主防災会倉庫の非常食については、期限がくるものについては防災訓練のときに、期限前に配布を行っていると、町の防災倉庫に入っている分については、防災訓練時に自主防災会にもお願いして、希望があれば期限がくるものについては配布できる範囲で行っていると、各地区の非常食の管理については、各地区をお願いしているということでございます。この点、さらに備蓄状況、年に一度か二度点検するようという指摘がございました。

以上で質疑を終結し、議案第58号 平成20年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の総務財政委員会の所管分について、原案のとおり全員賛成で、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしております。

最後に、請願第6号 自主的な共済制度を新保険業法の適用除外とする意見書を国に提出を求める請願書を議題といたしました。

紹介議員として松永征也議員、委員ですけれども、委員席から移動しまして、ご説明をいただきました。

この説明に対して、委員からは、自主的な共済ということで理由を言われたけれども、その関係団体全部を把握しきれてないと、基本的には、自主的な非営利の共済をつくってくれということだけれども、以前起こりましたオレンジ共済事件についてですね、初めは悪意だとはわからなかったと、国においてもその判断は難しいので、自主的な共済といっても請願していくことにおいて、国に対して自主的な共済を除外してくれという文言だけでいけるのか疑問に思うという指摘がございました。

これに対して、紹介議員の松永議員から、自主共済というのは法律の適用にならない根拠のないものになるけれども、構成員がPTAとか、障害者団体とか、開業医とか、そういう会員だけで構成するので、全体の数がつかみにくいということであると、オレンジ共済事件をきっかけとなりましたけれども、この事件は、共済という名前だけで共済ではないと、不特定多数の人を勧誘して会員にして、あのような事件になったんだという説明がございました。

委員のほうからは、国がこの請願を受けて、自主的かどうかの判断ができるのですかと、悪意があるかどうかの把握ができるのかと、もう少しこういうところは困るという部分を詳細に述べたほうがいいんじゃないかというお尋ねがございました。

これに対して、松永議員からは、保険業法の改正によって、任意団体自主共済はこれからはつくれない。こういう業務はすべて小額短期保険業者、1,000人以下になるか、それとも大手

のような保険会社になってしまうと、この点の議論はしばらく続きました。

委員のほうからは、自主的な共済制度の定義がないし、紹介者議員の中で把握されていない。この請願の団体だけを助けるという線引きが国にできるのかどうかというお尋ねがございました。

松永議員からは、確かに把握はしにくいけれども、それは会員同士でつくっているし、大きなものから小さいものまでであるが、助け合いの制度であると、これからは会員同士の助け合いができなくなってしまうんだというご説明がございました。

以上で質疑を終わり、討論は反対、賛成ともになく、全員賛成で、原案のとおり採択すべきものとして決定いたしております。

以上で、総務財政常任委員会にかかる審査の結果報告を終わります。

川端龍雄議長

次に、教育民生常任委員長 岩見雅夫君。

教育民生常任委員長 岩見雅夫議員

おはようございます。

教育民生常任委員会委員長報告を行います。

本12月定例会におきまして、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告をいたします。

教育民生常任委員会は、去る12月の11日、午前10時30分から、委員会室におきまして委員7名全員出席のもとで開催をいたしました。説明のため出席した者は、福祉保健課、環境管理課、学校教育課、生涯学習課、住民課の各課長と職員であります。

本委員会に付託されました案件は、

議案第58号 平成20年度紀北町一般会計補正予算（第2号）

議案第59号 平成20年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

の2件であります。

審査の順は、議案第58号につきましては、福祉保健課、環境管理課、学校教育課、生涯学習課の順で審査をさせていただきました。以下、審査した順序により、経過と結果について報告をいたします。

まず、平成20年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の「福祉保健課」所管分について審査を行いました。

課長から、詳細説明を改めて受けた後、質疑に入りました。

本件の質疑におきましては、予算書の24ページにあります。汐見排水機場の電気料、これは何ヵ月分の補正ですかという質疑がありました。これにつきまして課長のほうから、年度末までに予測される電気料と水道料を計算し、不足分を補うものであること、また停電時に作動する発電機の充電装置が故障したため、8万9,000円を光熱水費から流用しているということも、補正予算を計上しなければならなくなった要因である、こういう答弁がありました。

関連しまして、修繕料は当初から予算計上していなかったのですかという質疑がありました。課長答弁としては、当初予算では財政状況の厳しい中で計上しておりませんでした。さらに委員の中から光熱水費を当初少なく見積ったのはなぜか、そして必要となってくる経費については、当初から十分予算を計上しておくべきではないか、こういう指摘の意見が出されました。

課長答弁は、前年並みに計上したいところですが、町財政が大変厳しい中、少なめに計上していたということで、今後は必要分を当初予算に計上していきたいと考えていると、こういう答弁がなされました。

続いて、予算書の26ページのところに掲載されております児童保育事業費の関連で、保育所運営費の計上があるが、これは何人ぐらい増加したのか、こういう質疑がありました。課長のほうから答弁がありまして、翌年度の園児の募集期間が前年の11月になっておりまして、昨年は希望者が375名あった。その後13名の申し込みがあり、入園者数は383名となっておりますので、この増加分を補正計上したのであるという答弁でございました。

さらに、別な問題で、25ページの予算書に計上してあります地域介護、福祉空間整備事業についての質疑が出されました。この点について総事業費と補助金の割合を示していただきたい、こういう質疑がありまして、課長のほうから、総事業費は1,200万円、そのうち国庫補助金が1,000万円となっており、自己資金は200万円である。こういう回答がなされました。

関連しまして、地域介護と名前が付いている事業ということで、利用者の地域要件があるのか、こういう質疑がありました。課長のほうから、紀北広域連合が管轄する、地域密着型の介護保険事業であり、尾鷲市、紀北町の住民の方が対象となっている。こういう答弁でした。

さらに、関連して、この地域で今回の施設整備に対する利用者の見込み量は確保されているのか、こういう質疑がありまして、課長のほうから2点にわたって説明がありました。第1点目は、第3期の介護保険事業計画で整備を想定していましたが、認知症対応型デイサービスセンターでありまして、昨年度も海山圏域で1箇所整備されております。今回は紀伊長島圏域で初めての事業開始でありまして、ニーズはあると認識をしておると、こういう点でした。

2点目は、認知対応型デイサービスは、平成18年度から新たに始まった地域密着型の事業で、

昨年度も海山圏域で1箇所整備されておりますが、今回は紀伊長島圏域は最初のサービス提供となるものであり、ニーズはあるものと認識している。こういう答弁がなされました。

以上で、福祉保健課の質疑が終わりまして、「環境管理課」分について質疑を行いました。冒頭、環境管理課長から詳細説明を求め、質疑に入りました。

質疑では、26ページに記載をされておりますが、り災関係の、り災便所衛生処理助成金は、くみ取り便所のみ助成であるかどうか、この点の質疑がありまして、課長のほうから、今回お願いしている助成金の6件分、1万7,000円につきましては、くみ取り式便所のみ助成である、こういう答弁でした。

さらに、27ページに出されております荷坂やすらぎ苑の関係で、荷坂やすらぎ苑組合負担金の増額44万6,000円は、どのような内容であるか、そういう質疑が出されました。荷坂やすらぎ苑組合の運営については、全体の費用として4,684万7,000円の決算を予定している。内訳は使用料が105万円、繰越金は112万1,000円、諸収入678万4,000円と、残りの部分3,789万2,000円について、紀北町と大紀町で利用割と均等割により計算をし、その決算の精査による増額を補正でお願いするものであるとの、課長答弁がありました。

続いて、し尿とごみの処理について、施設が故障した場合の基本的な受け入れ先としては、尾鷲市を想定しているのか、こういう質疑がありました。課長のほうからは、これについて一番近い尾鷲市に相談したいと考えている、こういう答弁がなされました。

以上で、環境管理課分の質疑を終了いたしまして、「学校教育課」の所管分に移りました。

学校教育課長のほうから、20年度予算の学校教育課分の内容説明を受けました。

質疑は、予算書の35ページにあたりますが、ALTの事業費の増について、いつ来日したALTが帰国したものであるか、こういう質疑が出ました。課長のほうからは、ALTの事業費の増額については、昨年度8月に来日したALTについて、本年2月に継続するかどうかの意思確認をしたところ、都合により帰国したいということで、ALT2名分の帰国旅費、また新たに来日しましたALT2名分の旅費と人件費の増額をお願いするものであると、こういう答弁がありました。

同じく35ページの関連で、ALTの契約は何年契約になっているのか、また現在紀北町にいるALTは新しく来日した人になっているのか、こういう質疑がありました。課長のほうからは、ALTの契約につきましては、1年更新で最高3年間となっており、1年ごとに本人の意思確認を行っております。また現在は、新しく来日したALTとなっています。こういう答弁がありました。

さらに、ALTの問題について、ALTの契約の開始はいつからになるのか、また学校へは新学期から入ることになるのか、こういう質疑がありまして、課長答弁は、ALTの来日につきましては、おおむね7月の下旬に来日をし、来日した日から1年間の契約期間となっています。学校へは2学期からになりますという答弁でした。

別な件で、予算書の36ページにあります、水道料金の関係について質疑がありました。水道料金の統一ということで、中学校費その他の光熱水費が増額となっているが、これはどうなのかという質疑がありまして、課長のほうからは、先般、水道事業の給水条例の一部改正があった。そのことによりまして、そのときに海山区と紀伊長島区の水道料金体系を7月から統一したことによるものである、こういう答弁がありました。

さらに、別な件で、教員住宅に関する予算はどこに計上してあるのかという質疑がありまして、教育課長のほうからは、今回の補正予算には補正のお願いを出しておりませんと、教員住宅維持管理費に関する予算は、当初に教育総務費の中で計上しておるという説明でした。

さらに、36ページに関しまして、相賀小学校の建築確認申請の問題ですが、この申請手数料の50万円の増額について、これは当初予算で見込めなかったのかどうか、こういう質疑が出されました。教育課長のほうの答弁は、この確認申請の手数料につきましては、まだ当初予算作成時には設計がされていなかったということで、相賀小学校改築工事に伴う図面や工程等がはっきりしておりませんでした。現在、実施設計業務を委託し、2月から3月に実施設計ができ上がる予定であることから、その後、必要な図面等を添付し、県に確認申請をする予定であると、こういう説明がなされました。

これに関連しまして、そうするとこの手数料は、補助対象とはならないのかどうか、この質疑がありまして、教育課長は、今回の手数料の増額につきましては、補助対象ではなく、一般財源で対応をするものであるという答弁がありました。

最後に、35ページの関係で、児童生徒スクールバスの問題ですが、この減額を行っている、さらに契約金額はどれだけだったのか、またこのスクールバスはどの地域で使用するのかという質疑がありました。教育課長のほうから、当初予算で500万円計上しておりましたが、313万4,750円で契約いたしました。今回186万5,000円を減額するものですとの答弁でした。いわゆる入札差金であります。このスクールバスは海山区で使用いたします。こういう説明でありました。

以上で、学校教育課関係を終わりにして、「生涯学習課」所管分に移りました。

担当課長より所管分についての説明がありまして、質疑に入りました。

質疑では、まず37ページの関係ですが、社会体育振興事業費の各種スポーツをやっている方々が、東海大会、全国大会に進んだ場合、旅費等の一部負担金は出ていると思うが、社会体育振興事業費の名目で、こういった備品購入で使えるのであれば、東海大会、全国大会への助成の増額も当初予算で考えてほしい、こういう意見が出されました。これに対しまして、課長のほうからは、東海大会以上の大会への出場する選手については、平成18年度までは予算の範囲内で支給しておりましたが、19年度からは予算が不足した場合は3月補正で対応し、規定通りの金額を支払っております。各団体からは増額をお願いしたいという要望は聞いております、との回答でした。

さらに、関連しまして、自分たちの生徒が能力を發揮して県大会や東海大会、あるいは全国大会へと進んでいった場合に、現在の規定の額では少な過ぎるために、本人の負担が大き過ぎて行けないといった場合も団体競技についてはあり得る。規定を見直して増額をお願いしたい。規定はどのような方法で変更できるものか、こういう質疑がありました。課長のほうからは、この規定については、合併時に新たに紀北町の規定としてつくったものである。規定の見直しをすべきではないかと思いますが、これは理事者、財政課とも相談したいと考える。財政状況が大変厳しい状況ではあるが、生涯学習課としては各団体の要望もあることから、検討していきたいと考えている。こういう答弁でした。

それに関連しまして、委員から、規定の変更については執行部でできるのかどうか、こういう質疑がありました。課長のほうでは、内規でするので変更できると思う。助成金等交付規則の中では、現在予算の範囲内というふうになっておりますという答弁でした。

最後に、意見が委員の中から出されました。委員会審査の中ではですね、委員の意見も自由に出せるということになっておりますので、その意見を内容について簡単に報告をさせていただきます。

スポーツ選手をいかに育成していくかという点について、どのような予算編成になっているか、これから検討していただきたいし、精査し直していかなければならないと考える。また、各スポーツ団体にアンバランスがあってはならない。たとえば例として、「美し国駅伝」についても、いろんな意見が出されておりますが、他のスポーツ団体とのすり合わせも含めて、精査すべきではないかと考える。県外選手の派遣が認められていたとしても、地元それにふさわしい選手がいれば成績にかかわらず、地元選手を優先すべきではないか、財政が非常に厳しいときに東海大会とか、全国大会へと上に進んでいけない県内のこの駅伝大会に、県外からの選手を呼んで、そのための旅費を負担するといったのは、運営としてはおかしいのではないか、

こういう意見が出されました。このことを追加してご報告をさせていただきます。

以上で、第58号 平成20年度紀北町一般会計補正予算の所管分についての質疑を終わりました。討論に入りました。反対討論、賛成討論ともになく、採決の結果、全員賛成で、本委員会の所管分につきましては、可決すべきものとして決定をいたしました。

以上で、第58号の関係分の審査の報告を終わらせていただきます。

引き続きまして、平成20年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の所管分の審査について、報告をさせていただきます。

担当課は、「住民課」であります。

最初に、住民課課長から詳細説明を求めました。

そのうえで質疑に入りまして、質疑として、本予算書の特別会計の予算書の7ページ、8ページのところに書いてあるんですが、財政調整基金積立金から977万円繰り出しているが、国保会計の中にはこういった予備費はないのか、こういう質疑が出されました。課長からは、予備費は計上していますが、万が一のためのものであって、このような歳入歳出の調整においては、通常財政調整基金を充当させてもらっている、こういう説明がありました。8ページの、977万円の減額の件であります。

さらに、退職被保険者の人数増の予定は何人ぐらいの予定になっているのか、これは7ページの関係ですが、こういう質疑がありました。課長から、退職被保険者の人数の増については、当初358名であったが、これが決算見込みでは425名が見込まれている。差し引き67名分の増を見込んでいるという答弁でありました。

さらに、引き続きまして、当初予算に対して補正予算額が非常に大きいですが、今後、団塊の世代が退職者被保険者に移ってくるが、今後の医療費をどう把握しているのか、こういう質疑がありました。課長の答弁は、今回の補正予算については、退職被保険者医療制度が今年4月から対象年齢がこれまでの60歳から74歳までであったのが、60歳から64歳までということに制度改正されたので、当初予算ではつかみ切れず、このような補正額となってしまいましたが、今年度の決算見込みを反映して、21年度予算を編成したいと考えております。今後の医療費につきましては、団塊の世代の加入により増加するものと認識をしております。こういう答弁でした。

以上で質疑を終わりました。討論に入り、反対討論、賛成討論ともになく、採決の結果、全員賛成によって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

以上で、教育民生常任委員会に付託されました2案件についての審査の経過と結果の報告を

終わります。

川端龍雄議長

ここで暫時休憩いたします。開会は10時55分から開会いたします。

(午前 10時 39分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 55分)

川端龍雄議長

次に、産業建設常任委員長 島本昌幸君。

産業建設常任委員長 島本昌幸議員

引き続きまして、産業建設常任委員会から報告をさせていただきます。

当委員会にかかります議案は、

議案第58号 平成20年度紀北町一般会計補正予算（第2号）

議案第60号 町道の路線認定について

議案第61号 町道の路線認定について

議案第62号 町道の路線認定について

です。

去る12月10日、委員全員出席のもと、産業建設常任委員会を開催させていただきました。

午前中、議案第60号から議案第62号 町道の路線認定についてに関して、現地視察を行いました。午後から審議に入りまして、まず平成20年度紀北町一般会計補正予算（第2号）について、審査を始めました。

予算書21ページ、委員から林道災害復旧事業について、場所を教えてくださいという質問があり、産業振興課長から、海山区の林道栃山木組線3箇所と、林道五ノ滝線1箇所ですという回答がありました。

委員から、海山区では林道を町道に認定している箇所はあるかという質問がありまして、課長から、大根線、大台線、白倉線などがありますとの回答がありました。

委員から、今後、林道を町道に認定する予定はあるかという質問があり、課長から、認定の予定はありません。農林水産省から農免農道から町道に認定することが、本来の整備趣旨から外れる旨の通達があり、林道においてもそれに準じておりますとの回答がありました。

続きまして、林道は大雨による被害が多いが、対策はできないでしょうかとの質問があり、課長から、大雨による横断溝の土砂堆積が被害の原因の1つと考えられるので、横断水の整備が必要と思われるとの回答がありました。

38ページです。委員から、下河内の農業用施設災害についての質問がありました。課長から、平成20年9月18日発生の台風13号により、下河内地区の用水路法面のブロック擁壁が被害を受けました。この箇所は平成16年にも災害復旧した箇所で、二度目の災害査定を受けましたとの回答がありました。

委員から、現在、この水路は開渠（かいきょ）の水路であり、開渠というのは小川みたいになっていると思うんですけれども、土砂堆積が心配されるが、用水管にすることはできないかという質問がありました。課長から、検討させていただきますという回答がありました。

29ページです。有害鳥獣駆除事業について、駆除に対する報償費が補正予算で増額されているが、猿駆除について抜本的な対策はありますかとの質問がありました。産業振興課長から、対策といたしましては、古里、道瀬地区において獣害対策研修及び追い払い実践、南伊勢町への先進地視察、または農業委員会においても獣害対策先進地視察を実施しております。また、大紀町ヘモンキードッグの施設に行き、検討している段階であり、捕獲用檻を増やす予定でありますとの回答がありました。

委員から、有害鳥獣駆除について、補正予算で追加するのではなく、当初予算で思い切った予算は組めないかという質問があり、また、補正の10頭分についてはなぜですかという質問がありました。課長から、平成20年度当初予算で130頭分みておりますが、補正予算で20頭分の予算要求をしましたが、財政状況等により10頭分になりましたとの回答がありました。

委員から、猿の駆除について、平成19年度の実績を教えてくださいとの質問があり、課長から、平成19年度は実績は171頭です。平成20年12月10日現在で110頭ですとの回答がありまし

た。

委員から、大紀町以北の地域では、協議会をつくって駆除費を1万円のうち半額をJ A伊勢が助成していることを聞きましたが、確認しておりますかとの質問がありました。産業振興課、農政林政課長補佐からの回答があり、南伊勢町が実施している事業で、農業者、町、J A伊勢が協議会を立ち上げ、協議会にJ A伊勢から30万円を補助しており、協議会が猟友会に駆除を依頼した際に、報償費として出す制度と聞いております。現在、協議会を立ち上げたら、紀北町も補助の対象になり得るかということ、J A伊勢に確認しているところですよとの回答がありました。

委員から、猿の駆除については、猟期を外しているのですかとの質問があり、課長補佐から、猿は通年で駆除しておりますとの回答がありました。

29ページ、委員から農産物獣害対策事業費補助金について、当初予算はいくらですかとの質問があり、産業振興課長から、当初予算は120万円で、今回12万9,000円の補正を計上しておりますとの回答がありました。

同じく29ページ、町有林造成、30ページ、分収造林の賃金の支出内容を教えてくださいとの質問がありました。課長から、海山区4人、紀伊長島区3人の作業員に対する賃金ですよとの回答がありました。

委員から、作業員の中には森林組合で研修期間を経て、資格を取得したあと、森林組合を辞めて町の作業員になっている方もいます。町が直営で事業をした場合、後継者育成も考慮したうえで、作業員を雇わないと後継者が育っていかない。町は作業員に対してどのように考えているのかという質問がありました。課長から、作業員に関しては後継者育成を考慮して検討していきたいと思うという回答がありました。

30ページ、外国人漁業研修生は現在何名いますかという質問があり、課長から、現在23名おり、14日に14名増え、合計37名になりますとの回答がありました。

以上が、産業振興課所管分の質問でございました。

続きまして、「建設課」にかかる審査を行いました。

32ページ、33ページ、道路橋りょう総務費、河川総務費、33ページが都市計画総務費、三重県道路協会会費、三重県治水砂防協会会費等の会費は、当初で計上すべきではないか。また、この協会等の仕事の内容についての質問がありました。山本建設課長から、三重県道路協会、三重県治水砂防協会、三重県都市計画協会等の会費については、当初予算で計上しております。会費は通常の会費と特別会費がありまして、この特別会費は紀北町内で県営事業等が行われた

際のそれぞれの事業費に対して、それぞれの率を掛けて得た金額が加算されます。

三重県道路協会につきましては、県下の29市町がすべて加入しております、その他では三重県建設技術センター、三重県自動車会議所等で31団体が加入しております。この協会の目的は道路事業の促進、道路交通の発展等を図り、民生の安定と公共の福祉増進に寄与することを目的とするということで設立されております。ちなみに昭和62年に設立されまして、現在まで続いておりますという回答がありました。

32ページ、道路橋りょう維持費、橋りょう長寿命化修繕計画策定事業について、本会議では47箇所と言っていました、資料はありますかという質問がありました。建設課長から、この事業に対象となるものとしたしまして、紀北町で274箇所の橋りょうがございます。そのうち15m以上のものは45箇所に対して調査を行うものでありまして、橋りょうの大きなものとしましては、海山区では相賀小浦線の汐見橋約140m、中里1号線の往古橋約77m、白倉1号線の銚子川橋33mでございます。また、紀伊長島区では、町道音原線の音原橋28m、片上5号線の片上6号橋約17m、また、此ヶ野地内の樋ノ口馬場線の此ヶ野大橋55m、これらが主なものですという回答がありました。

33ページ、街路整備費、賢島長島線道路整備事業負担金について、工事にかかる前に家屋の調査を行っていたかという質問がありました。課長から、この事業損失につきましては、当然、事業主体であります県で事前調査を行っております。と言いますのは、山を切る工事で、落石等防ぐために防護柵を設置しました。これらを設置する際に、岩盤を掘削するという事で、かなり硬い岩盤であり、かなり周辺に振動を与えたようです。この事業終了後、調査対象のお宅から申し入れがございまして、県が調査した結果、今回の損失が判明いたしまして、事後調査費を含めて250万円の損失補償が出ましたので、これに対し6分の1の町の負担ということです。

調査費だけで申し上げますと34万7,000円でした。残りにつきましては、損失補償費でございますという回答がありました。

40ページ、道路橋りょう災害復旧費、町単町道道路災害復旧事業費の事業委託料は、工事費に比べて高いのはなぜか、説明してくださいという質問がありました。建設課長から、この事業委託料につきましては、同じ道路橋りょう災害復旧費の中の国補道路災害復旧事業費の6箇所の測量調査、設計にかかるもので、これにつきましては国庫補助事業の対象とならないことから、町単の事業費の中で430万円を計上するものでございます。というような回答がありました。

委員から、国庫補助対象にならないので、町で負担しなければならないのかという質問がありました。課長から、この事業主体が町で、当然、道路管理者も町ですので、補助対象にならないものについては、当然事業主体で負担ということになりますとの回答がありました。

委員から、補助対象になったのが 280万円だけであったので、事業委託料が高くなったということかとの質問があり、課長から、町道道路災害復旧事業費の中の 710万円のうち、430万円と、280万円については関連がありません。この 430万円につきましては、国補町道道路災害復旧事業費 1 億 5,141万円にかかるものでございます。補助対象とならないということで、町単事業として計上しているとの回答がありました。

32ページ、道路橋りょう維持費、この事業を行わなければ国の予算はいただけないのかという判断をしたらよいのかという質問がありました。課長から、国土交通省においては、今後予防的な調査を行い、橋りょうが 100年、120年と長期的に対応できるような調査を行います。当然、調査によっては修繕ができない、架け替えが必要だとの判定もいたします。ですから、修繕して延命化を図れるものについては、これからの方策を講じていくということで、こういうような健全度をまず判定して、延命化していくうえにおいて、どのような手法があるか、例えばコンクリートの橋ですと、コンクリートの表面が剥離しておりましたら、それらの修繕を行うとか、コンクリートの中の鉄筋が腐食しておりましたら、それらの腐食が進行しないようにするとか、鉄の橋ですと、塗装等を的確にやっていくというようなことに要する計画を策定する事業ですという回答がありました。

委員から、この事業は何年から始まっておるのかという質問があり、平成19年から平成25年までの間にそれぞれ道路管理者において行うようにするという、国の指導でございますという回答がありました。

最後に、県管理の橋もするのかという質問がありまして、課長から、国土交通省がそれぞれ道路管理者に指導をいたしておりますので、当然、三重県においても同様に調査をされると思いますとの回答がありました。

県に対して、県の管理している紀北管内の橋の結果報告を町にもらうように要望していただきという要望もありまして、課長から、県からそれらの情報が得られるように努力していきたいという回答がありました。

県の補助金はないのかという質問があり、これにつきましては、町の管理道路でございますので、県補助はありません。国の補助、または町の財源によるものですという回答がありました。

以上で、審査を終了し、討論に入り、反対討論はありませんでした。賛成討論として、委員から、今回の補正予算は災害復旧費が大多数の金額を占めているので、この予算に賛成討論をしますという賛成討論があり、採決に入り、全員賛成、よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

引き続きまして、議案第60号 紀北町道の路線認定についてに入ります。

午前中の現地視察と、午後から山本建設課長から説明がありまして、質疑に入りました。

委員から、町道京戸線の手法と今回の中田9号線の国土交通省の行う手法の違いを説明してくださいという質問がありました。

山本建設課長から、町道京戸線は平成15年10月2日に紀伊長島町議会において認定されております。延長が950mです。この右側のJR踏切付近から大瀬川を上流に遡りまして、今回の起点となる付近に橋りょうが架かっております。この付近で、大瀬川を右岸に渡りまして、近畿自動車道紀勢線の本線のほぼ真下の位置まで認定したものが町道京戸線ということです。

その後、この路線につきましては、高速関連公共事業で、高速道路の事業化の際の工事用道路、その当時は地方支援として、高速道路事業につきましては、地元の市町村が支援できるものは支援するというございました。県から3分の1の補助があり、平成16年度から用地買収を行ってまいりました。この間の事業費につきましては、約1億1,000万円でございます。

平成19年度からは高速道路関連受託事業で、この路線を工事用道路として使用するというごことで、平成19年度までに測量設計、用地の買収等がなされていることから、国土交通省から受託事業で、約4,300万円を全額国の負担で京戸線の工事がなされております。

今回の認定しようとする路線につきましては、この京戸線をさらに大瀬川の左岸沿いに延長しまして、三浦地内で行われます。工事用道路として使用するというごことで、国土交通省が地権者、また、三重県の河川管理者との協議を踏まえて、道路が完成しているというございます。この事業につきましては、今、現在は借地もしくは、県の河川用地の協議による使用ということになっております。

したがって、当然町といたしましては、9月の定例会でもこの件につきましても、陳情もございました。現在は工事用道路としての使用であります。高速の工事が終了後は当然生活道路としての使用が十分に考えられるというごことで、委員会からも生活道路としての必要性を認めるという付帯意見をつけられまして、本会議で陳情採択になっている状態ですという回答がありました。

委員から、3分の2は町が負担したのか、また、1億1,000万円の費用の割り振り、今後

町が用地買収を行うことになりませんが、町が負担しなければならないもろもろの費用の試算的なものはありますかという質問があり、課長から、平成18年度までの約1億1,000万円の事業費のうち、3分の1は県の補助で、残りにつきましては、町の負担ということで1億1,000万円の3分の2、約7,300万円ほどが町の負担で、これは起債を充当しておりますという回答がありました。

委員から、京戸線は950mと言っていたが、これは当然、橋まで替えるのかとの質問があり、おおむねの数值が950mでございます。現在、完成されている延長420mが、この青色実線の部分でございます。この部分につきましては、道路法の供用開始という手続きをとっておりますので、道路法上の道路という扱いです。ただ、今、認定はしておりますけれども、その後、上流部分については、道路区域の告示、また、用地の取得等を行っておりませんので、あくまで認定路線であるが供用開始はしてないということです。この部分については、法的には道路法上の道路ではないという扱いですという回答がありました。

委員から、今後、町道に認定をして、町が用地買収を行う場合、どのくらいの費用がかかるか、概略でもよいので教えてほしいという質問がありました。課長から、工事用道路として、国土交通省が路面の舗装、側溝まで行いますので、工事に関しては町の負担は発生いたしません。用地は、現在、借地につきましては、国土交通省が現地測量調査を行いました。今後、町が用地を買収するにおいては、平成18年度までの用地の買収をこの下流側につきましては行っておりますので、当然、それが基準となるかと思いますが、土地価格の変動等もございまして、その時点で再度評価が必要になってくると考えます。

次に、国土交通省からいただいております資料に基づく借地の面積ですが、約1,300㎡でございます。用地の費用につきましては、これまでの実績等もございまして、少し変動がありますので、その辺の数值につきましては、控えさせていただきますという回答がありました。

用地費について、平成18年、平成19年までの用地費の単価について説明してくださいという質問があり、課長から、おおむね1万3,000円ないし、1万4,000円ぐらいでなかったかと思えます。㎡単価でございます。現況が農地としての評価であったと思えますという回答がありました。

委員から、用地買収費について、県等の補助金が出ないのかという質問があり、課長から、現行の制度では、県の補助金については難しいのではないかと考えておりますという回答がありました。

委員から、京戸線は、当初から認められて進めた事業ですねという質問があり、課長から、

町道認定といたしましては、950mでございます。当初は高速道路の工事用道路として使用とすることで県が推進していました高速道路関連公共事業の中で、調査はこの950mについて行っております。あくまでも高速道路の工事用道路として使用するというので、ただ、その中で段階を踏んで工事をしていくということの中で、420mについては用地の取得、工事と県の補助も含め、国土交通省からの受託もありましたけれども、それぞれの議会でそれらの予算を認めていただいて実施してきたものでございますという回答がありました。

委員から、町道の認定は、今するのが有利なのか、あとでするのがいいのかという質問がありました。課長から、この用地の一部は県管理の大瀬川の堤防ということで、県といたしましては、道路ができて後々は道路として残っていくだろうということの考えの中で、あとの道路管理者がどこであるか、おそらくは国土交通省がこのまま道路管理者として残ることはありえないので、当然、地元の町が町道として管理していくのが当然の流れであるというような中で、国土交通省と三重県との河川協議の中で、町道として、紀北町が今後管理をしていくということ、これらが県としては確認できるよう、国土交通省と三重県との協議の中であったようだという回答がありました。

委員から、町の出費を抑えるために、大瀬川左岸の県の管理道路を無償で町に譲っていただけないのかという質問がありました。課長から、今現在は河川用地と民地を含めて道路のような形状になっておりますか、当然、県管理河川の用地につきましては、用地買収というのは発生いたしません。法的な手続きを行えば町道として使用できます。県の管理用地についてはそういう費用は発生いたしませんという回答がありました。

委員から、建設課の考えとして、この路線は認定したほうが、これらの交渉によって利益となるのか、不利益となるのかという質問がありました。課長から、利益となるか不利益となるかということだけでなく、町といたしましても高速道路事業の整備促進に協力する立場ですので、したがって、県、国の協議等に協力する立場です。その点で、今回これらが円滑に進められるようにということで、今回、上程させていただいたということだという回答がありました。

委員から、この工事はあと2、3年続くということですが、この期間の間でも、もう少し交渉して、条件のよい時期に議案を出してはいけないのかという質問がありました。課長から、今なぜこの認定の時期なのかということですが、さきほど申しましたように、国土交通省と県との協議の中で、そういう協議がなされている。また、町がこの事業に協力していく立場ですので、それで町といたしまして、これの認定を今行うか、また2、3年後に行うかによって、

費用はほとんど変わらないと思います。ですから、今後交渉して国、県から、さらに有利な条件が出るかというようなことはないと思われまますという回答がありました。

委員から、京戸線は本来 950m で、これが高速関連の道路であるのに、なぜ計画になり、今回の工事用道路をつくるのかという質問がありました。42号線の大瀬橋右岸からの工事用道路の計画もありましたが、ただ、1つは、工事を発注した段階でさまざまな不測の事態も起きているわけですし、工事用道路の用地協力がスムーズに行われていないというのも事実です。一部の地権者の方で承諾をいただけていないというのも事実で、さらに高速道路の供用開始は、平成25年の目標に向けて県も先頭に立って努力しているわけですので、国土交通省もこれに応え、目標を達成する意味で早期に完成させるため、早期に着手し工事がスムーズに施工できるということで、今回の工事用道路も必要になってきたということも事実です。

それとさきほど言いました大瀬橋の海山側からの工事用道路ですが、この三浦区におきまして、道路休憩施設の計画もありますので、ここに多量の土砂が他の地区から搬入されるということで聞いております。ただ、この土砂の搬入につきましては、国道42号線からの林道拡幅改良している工事で搬入させる。その他の工事用のナマコン車の搬入とか資材、機材等については、すべて今申し上げました道路を使うわけにいかない部分もありますので、この工事用道路も当然必要になってくるということで、若干の見直しがあって、この道路も必要になってきたということだと思いますという回答がありました。

この道路の借地料は、評価額の何パーセントかという質問がありまして、課長から、借地につきまして正確ではないかも知れませんが、6%、もしくは7%、林道農地の地目によって1%の違いがあるということです。

委員から、JRから見ると京戸線を通って中田9号線は、どこで対岸に渡るのですかという質問がありました。課長から、議案書の4ページの位置図で今回上程しております中田9号線の起点付近に、橋りょうを架設するというので、これにつきましても橋りょうの詳細設計は、町のほうで行いましたが、本橋の架設は国土交通省が行うことになっておりますという回答がありました。

委員から、京戸線の終点から対岸に渡るのなら、中田9号線は必要があるのかという質問がありました。山本建設課長から、中田9号線の起点付近から橋りょうを架ける予定ですが、実際工事は進めております。終点側からの架橋になりますと、当然、休憩施設等への連絡道路として勾配が付いてまいりますので、少し物理的に180m上流では、これに取り付くのが非常に困難ではないかということが1点あります。それと、今回の道路認定につきましては、町とい

たしましては将来的に生活道路としての利用ができる、見込めるということで道路認定として議案をあげておりますとの回答がありました。

委員から、橋りょう工事の予算は町が負担するのか、また橋りょうは仮設の橋かどうかという質問がありました。課長から、橋りょうにつきましては、本橋、仮橋ではないということですね。本橋でございます。平成19年度の予算で橋りょうの調査設計の費用は町の負担金で行っております。本橋の工事につきましては、国土交通省で行うということですのでとの回答がありました。

委員から、この工事用道路を4年間使用するのなら、国土交通省で先に用地を購入してもらい、あとで町が譲り受ける管理を行うのは、得策と思われるが、次にこの話の主導権を持っていったのはどこかという質問がありました。課長から、道路法の手続きで、国土交通省が用地買収を行うにも目的がなければ用地買収ができません。ですから、ここに道路用地を買収して、道路を付けるということは、後々国道として維持管理していくということが前提でないと、国が用地買収はできないということですのでという回答がありました。

委員から、道路認定をしなければ工事が進まないということですので、用地買収の負担について少しでも国土交通省にお願いして、町の負担を軽減するようにしてくださいとの要望もあり、委員から、用地買収については、京戸線と中田9号線とのバランスを取りながら行ってくださいという希望もありました。

以上で、審査を終わり、討論に入り、反対討論なし、賛成討論として、今回のようなケースについては、国土交通省で用地等の購入をしていただき、条件を付けて町道認定を行うのが、本来ではないだろうと思う。今後は地元の皆様の意見もよく見据えたうえで、事業に臨んでほしい。最後に用地買収については、地域の皆様の感情を害さないような用地買収をしていただきたい。これを強く要望して賛成討論とさせていただくという意見がありました。

採決に入り、全員賛成、よって本案は原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

続きまして、議案第61号 紀北町道の路線認定について、町道鯨7号線です。

理事者からの出席は、建設課長です。建設課長以下建設課です。

議案書は6ページ、7ページ、8ページです。午前中現地視察をさせていただきまして、午後から審査に入りました。

委員から、この工事用道路の図面がないのかという質問があり、課長から、町道鯨7号線の路線認定ですが、現在、工事用道路として使用しております。これ以外の工事用道路として図面は国土交通省からいただいておりますが、この資料の7ページの起点側は○表示で、終点

は矢印表示になっております。この終点に向かって、左側の林道を国土交通省が借用して、大田賀の地区で今、現在3箇所の工事を施工しているということを聞いておりますとの回答がありました。

委員から、今ここは林道で、町道ではないのかという質問がありまして、課長から、今回は対象となっておりますのは、2級河川大船川の管理用道路、つまり堤防ですという回答がありました。

委員から、この工事用道路は県の管理用道路となっているということですが、この町道認定については、町から申し出たのか、県から申し出があったのか、国土交通省からの申し出があったのかという質問がありました。課長から、資料の8ページを開いていただきまして、今回認定しようとする路線を赤色の破線で表示してありますが、今回、町が認定しようとする分の河川堤防について、工事用道路として使用する。それ以降の下流側については、工事用道路として使用しないということで、この終点側から左側に入った民間の私有林道を国土交通省が借用して、この付近の工事を行うということで、国土交通省の負担でこの林道の舗装を行い、今現在、高速道路の工事を行っておる状況ですという回答がありました。

委員から、県の管理道路として使用すればよいのではないのか、なぜ町道認定しなければならないのかという質問がありました。課長から、昨日、雨が降った状態で、かなり重車両が通行することもあって、路面も荒れている状態である。国土交通省としては、工事用道路として使用するのに舗装を実施したいということですが、したがって、当然、管理者が三重県ですが、県と国土交通省との協議の中で舗装をするのであれば、必然的に工事が終わっても、舗装は撤去しないだろうという県の管理者としての考え方でございます。したがって、高速道路の工事が終了後、国土交通省が引き上げた後の管理については、どこが行うかということが1つあります。現況といたしましては、県においては管理するうえにおいて、舗装をする必要を認めていないことで、国土交通省としてはこの工事をこれから3年ないし4年、5年近くかかるかもわかりませんが、それらを進めていくうえにおいて、工事の中で使用するには舗装して使用するのが当然だろうという考えの中で、県との協議で、県としては後の管理者を明確にしたい、国が最後まで管理していくことはありえないということで、道路として路面を管理していく者は紀北町であろうということの中で、町があとの管理をしていくのであれば、協議に応じるという国土交通省と県の協議でございます。当然、工事期間中においては、維持管理は国土交通省が行いますし、工事終了後に修繕等が必要であれば修繕を行い、引渡し時に紀北町の負担が発生しないような状況で引き渡すということです。町としては、高速道路の事業が円

滑に進められるよう協力する立場ですので、この件も含めまして今回、町道認定を議会に上程させていただきましたという回答がありました。

委員から、道路を汚すのであれば掃除するのは当たり前で、多数の車が通るのであれば、タイヤの洗い場をつくるのが当たり前であるという質問がありました。課長から、洗い場の件ですが、その点について国土交通省に確認したことはありません。一般的には洗い場を設けるより、舗装したほうがより効果的ではないだろうかと考えますという回答がありました。

委員から、国土交通省とタイヤ洗い場の設置について、協議をしていただけないかという質問がありました。課長から、国土交通省と協議をさせていただきたいと思いますという回答がありました。

委員から、今回のところを町道認定した場合、県から用地を購入するのかという質問がありました。課長から、基本的に県の管理堤防道路ですので、法的な手続きは必要ですが、用地に対しての費用は発生しませんという回答がありました。

委員から、町道鯨7号線の起点と県道矢口浦上里線のところが急な坂になっているので、舗装するときは、緩やかな坂になるようしてくださるようという要望がありました。課長から、よくわかりました。このようなことを含めて、今後、国土交通省に要望、または協議をしていきたいと思いますという回答がありました。

以上で、審査を終わり、討論に入り、反対討論なし、賛成討論として、県道矢口上里線との段差の解消と、舗装道に乗る手前で某かのタイヤ洗い場を設置してほしいということを条件に、賛成討論がありました。採決に入り、全員賛成、よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

引き続きまして、議案第62号 町道の路線認定についてに入ります。

議案書は9ページ、10ページ、11ページです。この議案第62号に関しましても、午前中に現地視察を行いました。本件については、12月10日に開催された委員会において、住民の生活環境の確保や、安全対策を考えた場合、町としては当然、道路の整備を行うべきだと思うが、原因は高速道路の建設に伴い生じたものであり、また、住民説明会の中でも地区住民から要望が出されたものである。用地についても国土交通省と協議するべきであるという、さまざまな意見が出され、最終的に委員から継続審査とすることの動議が提出され、採決の結果、委員会で継続審査とすることの決定を得たものであります。

12月15日、町長から委員会での決定後、事情が変化したことにより、委員会に報告をさせていただきたいとの旨の申し出がありました。定例会の会期中であるため、10日に開催した委員

会においては散会ということで、その日の委員会を閉じております。いつでも委員会を開催できるような状態になっていることから、執行部からの申し出を受け、12月16日の本会議終了後、再度、委員会を開催し、執行部からの報告を受けました。

委員会で再審査にあたっての法的根拠ではありますが、会議規則第48条の規定によるものであります。その規定の解釈によると、委員会の開催は議会から議決を得て委員会に付託された案件について、委員会の審査途中や審査終了後において、周りの事情が変化したことにより、それまでの委員会が行った審査と、事情が異なったような場合は、再度、審査をし直すことができるとなっており、このような場合は、委員会における一事不再議の原則の例外として、再度、審査を行うことが認められております。再審査は委員会が案件を議決し、本議会に案件を戻して、本会議において当該案件が議題となるまで行うことができるとされております。

ただし、一度決定をいただいておりますことから、再審査を行う場合は、委員会において委員長、または委員から再審査の発議を行い、出席議員の過半数議決により、決定することが必要となります。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

6番、今、ご説明いただいておりますのは、どちらかという審査の仕方というか、内容説明されておいて、審査内容ではないように思いますが、一回散会して再開したという法的な根拠の説明をやられておいて、ちょっと経過報告ではないように思いますが、質疑があったらお答えいただければいい範囲のことじゃないでしょうかね。議長、どうお考えになりますか。

川端龍雄議長

さきほど委員長の、今の報告というより、報告一度審査して、再審査の一応順序を報告しているの、別段瑕疵があるとは思いませんので、発言を許可します。

6番 北村博司議員

いや委員会の中で、そういう議論しておるんですか。

川端龍雄議長

続けていただければ内容わかると思います。

産業建設常任委員長 島本昌幸議員

よろしいですか。まず、町長と紀勢国道事務所長との話し合いの内容であります。町長から

12月12日に、紀勢国道事務所長に会って、今回の産業建設常任委員会での意見等を説明し、用地買収について協力の要望を行ったところ、これまでの協議の中で、国土交通省としての見解は、私道に対しては国としては事業を行うことができないという判断であります。町の要望を受け、まず町道認定が必要である。町道認定ができれば予算要求もできるので、国としては協議する用意があるという報告がありました。

さらに、建設課長から、国土交通省の予算を執行するうえにおいては、町道認定があって初めて国土交通省として動くことができる。そのようなことで、町道認定が確認できたあとにおいて、国土交通省としては国の負担、町の負担ができる限り少なくなるような方向で、検討する余地があるという返事をいただいたという説明がありました。

以上のことを執行部から報告を受け、委員長から再審査の発議をいたしました。その提案の理由と結果は次のとおりです。

報告の内容については、委員会において各委員から出された意見を踏まえ、執行部において早々に行動したことが良い方向に向いたものと判断するものである。このような提案理由を述べ、委員長から再審査の発議を提出し、賛成多数による再審査の決定をいただいたものであります。以上が、再審査決定までの経緯であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

委員の出席は6名であり、1名が欠席されております。執行部に関しましては、町長並びに建設課長のほか、担当課職員の出席がありました。委員からは、先の委員会のなかで説明に比べ、今回の町長の説明では町にとって有利になっている。ただ、問題は国土交通省との協議がどこまで担保ができ、信頼性があるかということだが、町長の決意に対する質疑がありました。

町長からは、国土交通省としては町道認定ができた場合は、国が責任をもって用地買収に応じるという言葉はなかったが、しかし、町の要望は十分に伝わっているので、国土交通省としては割合をもって応じる用意があると受け取っております。紀勢国道事務所の所長がおっしゃった言葉ですので、私としてはその言葉を信じていますとの答弁でした。

あとは委員から、今後、国土交通省と協議するうえにおいて、委員会の意見を受け入れて対応してほしい。実施する段階で安全の問題、住民との話し合いの問題、地主との話し合い等も含め、委員会の意見等を参考にし、対応してほしいという要望がありました。

また、今回のような再審査を行うという取り扱いになった原因の1つは、議案を提出するまでに、国土交通省との協議を十分に行っておくべきであり、執行部の説明不足である。今後、このようなことのないよう、十分気をつけるようにという厳しい指摘がありました。

以上で質疑を終了し、討論については、住民にとっては道路は生活をしていくうえで必要なものである。国土交通省と協議し、執行部の努力によってできるだけ町に負担をかけないよう、道路を整備していただくことをお願いするという賛成討論がありました。

採決の結果、全員賛成で、原案どおり認定をすることに決定いたしました。

以上で、審査の経過及び結果についての報告を終わります。

川端龍雄議長

これで、各常任委員長の報告を終わります。

川端龍雄議長

ここで暫時休憩いたします。午後1時から開会いたします。

(午前 11時 48分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 12時 59分)

川端龍雄議長

先の9月定例会において、閉会中の継続審査となっておりました平成19年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定ほか5件の案件について、決算特別委員長より、審査の経過と結果についての報告を求めます。

決算特別委員長 入江康仁君。

決算特別委員長 入江康仁議員

それでは、決算特別委員会における委員長報告をさせていただきます。

決算特別委員会に付託された案件について、審査経過並びに結果についての報告をいたしま

す。先の9月定例会において決算特別委員会に付託され、閉会中の継続審査となっていました平成19年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定をはじめ、各特別会計等6件の決算認定案件については、11月5日と6日の2日間で審査を行いました。両日とも、10人の委員のうち、8人が出席されております。また、それぞれの各担当課の職員の出席がありましたことの報告をさせていただきます、出席者の氏名等の報告は省略させていただきます。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

認定第1号 平成19年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についての報告をいたします。

まず、「議会事務局」の所管分であります。

37ページの1款議会費については、最終的に幾分か流用処理により調整を図った部分があるが、切り詰めた予算の中で、効率的な執行がなされたものであると判断する。政務調査費と人件費の不用額を除くと25万円程度となっており、この不用額も経費の節約によるものである。議会においても、活発的な委員会の活動も行われており、特に、議員定数検討特別委員会が設置され、議会の活性化に向け積極的に取り組みがなされているとの説明がありました。

議長交際費の支出内容について、神社等からの招待を受けたときは交際費からお供え等を出すのかという質疑があり、答弁といたしまして、宗教的な関係があるため、神社等の祭礼などのお供えは、交際費からは一切支出していないとの答弁でありました。

また、議員研修視察に伴う1人当たりの費用について、前年度と比べ増減はどうかという質疑に対し、1人当たりの費用について、旅費規程により支出する費用は1人当たり3万1,400円となっております。ただし、バスの借り上げ料なども含めると、参加人員が大幅に減っていますので、視察費用総額における1人当たりの額は、前年度と比べたら増えていますという答弁でございました。

次に、「総務課」所管分についてであります。

歳入24ページの県支出金の総務費負担金について、権限移譲についてはどのような事業が移譲されているのか。また、町が事務を行うことによって、県が行っていたときより住民サービスが低下していないかという質疑がありました。

答弁として、事業費としては188万8,000円が県から入っており、有害鳥獣駆除の許可事務、母子寡婦福祉法に基づく貸し付けにかかる申請事務が主なもので、事務の取扱件数により負担金が決定されます。三重県下の全市町が処理する事務は15件、それ以外に個別に紀北町が処理する事務が12件、合わせて27件が処理する事務であります。現在のところは、住民へのサービス低下となったというようなことは聞いていませんが、今後、移譲される事務の内容によって

は、適切な人員を配置するなどの対応を検討したいと考えているという答弁でございました。

続いて、歳出について、37ページの一般管理費について、町長が使用する公用車についての質疑があり、使用料及び賃借料で計上されており、リース料は月額7万6,125円ということでした。

また、一般管理費の中の地域協議会の活動状況についての質疑があり、19年度においては両区とも4回開催し、紀伊長島区では延べ45人、海山区では延べ38人の出席があった。それぞれ区において町長への提言をまとめ、第4回目はその提言に対する町長からの回答を、意見交換を行いました。内容の公開はしていませんが、情報公開の請求があれば対応したいと考えている。今後においては、広報紙を利用して情報提供も検討したいという答弁でございました。

続いて、39ページの文書広報費の不用額の理由についての質疑があり、答弁といたしまして、文書取扱事務において、需用費や役務費で大きな不用額が出ているが、これは消耗品や郵便料など、一般財源を節約しようとする考え方にに基づき事業支弁への振り替えを行った結果である。また事業支弁への振り替えは18年度も行っておりますという答弁でございました。

次に、「財政課」所管分についてであります。

歳入の11ページ、2款の地方譲与税について、前年度との比較55.7%の減についての質疑に対し、答弁といたしまして、三位一体改革による税源移譲により、所得譲与税がなくなり、税源が所得税から住民税に移行されたことによるものですという答弁でございました。

続いて、29ページ、16款の寄附金について、一般寄附金についての受け入れの基準を設けているのかという質疑に対し、答弁として、受け入れ基準は設けていないということでした。

続いて、33ページの雑入では、宝くじ配当金の算定方法についての質疑がありました。答弁として、額については人口等により算定されるということであります。

歳出については、41ページの財産管理費における積立金で、財源である起債1億1,400万円について、地域振興基金への積み立てを合併特例債の借り入れで行っているが、利率は何%か、また、基金の運用利率は何%か、借り入れ利率と運用利率との差についての質疑がありました。

答弁といたしまして、借入の利率は1.55%で、基金の運用は定期預金により運用しており、利率は0.5%である。合併特例債は元利償還金の7割が交付税に参入される有利な起債である。借入利率は1.15%であるが7割が戻ってくることから、実質は運用の0.5%と同じくらいの利率になります。基金の運用については安全性に重点を置き、入札により最も高利な金融機関に預け入れをしているとの答弁でございました。

続いて、45ページの合併まちづくり推進費で、庁舎等の耐震化事業の工事請負費の3,000万

円の不用額の理由と、補助金返還の必要性についての質疑に対し、答弁といたしまして、庁舎の耐震化事業は平成19年度への繰越事業として実施したもので、予算措置として一般財源を上乗せし繰り越したため、入札差金で不用額が生じたものでありますと、補助金申請額1億300万円は全額支出しており、補助金の返還はありません。長島総合支所の屋上防水工事に、工事後の雨漏りの報告は受けていないという答弁でございました。

次に、「企画課」所管分であります。

歳出では39ページの文書広報費について、ケーブルテレビの普及率と未加入となっている原因について調査を行っているのか。また民間の経営であるが、公共的な放送も行っているのか。町の広報紙でPRできないかとの質疑に対し、答弁といたしまして、平成20年の10月末で、紀伊長島区では98.2%、海山区では61%の加入率である。調査はしていないが、海山区においては一般的なアンテナで視聴できる地区があるからで、地区によっては相当な費用を負担して共聴アンテナを更新しており、このアンテナが維持できる間はそのままいくという話もある。ケーブルテレビの加入について、町広報紙でのPRということになると共聴テレビを商売にしている業者もあるので、差し控えている状況である。今後、デジタル化となるときが節目だと思われるので、検討させていただくとの答弁でございました。

また、合併支援補助金1,900万円は今後も続くのか、ケーブルテレビ加入費用の半額のキャンペーンは続いているのかという質疑に対し、合併支援補助金は、合併後10年間続きますが、財源の充当は財政課で行っており、19年度においては企画課に充当していただきました。加入費用の半額キャンペーンについては、期間を限定して実施しており、今後においても加入促進が図れるよう、随時依頼していくとの答弁でございました。

同じく文書広報費の一般広報・公聴費について、有料広告の件数等に対する質疑があり、広報きほくへの有料広告料は1段分で1万円、その半分が5,000円であり、平成19年度における実績は1万円が2件、5,000円が1件ということでした。

次に、41ページの企画費の委託料または補助金で、地方バス運行対策事業については、バス事業者から補助事業に対する決算報告書の提出があるのか、また河合線については使い勝手のよい路線にすることが必要であり、巡回バスなどの検討をしているのかという質疑に対し、答弁といたしまして、尾鷲長島港線に対する補助金については、事業者が提出する決算に基づき補助をしている。尾鷲長島港線は、赤字部分の2分の1を事業者が負担し、町と県が4分の1ずつ負担している。河合線については、赤字部分を町が負担しており、そのうちの20分の8が県からの補助となっています。路線については関係課で検討を続けており、試算もいただいで

いるが、便数の増加となると、車両や乗務員などの関係もあり、難しいと考えています。デマンド交通、乗合バス、マイクロバスなどいろいろな方法を考えているが、今後においては、バス事業者、三重県、あるいは専門家も交えて十分検討していきたいという答弁でございました。

また、委員の中から、通学バスに会員登録することで一般の方が乗れるようにしているところもある。朝、病院に行くときはスクールバスに乗って行き、帰るときのバスの手当てだけすれば半分の経費で済む。福祉、教育、企画が十分連携をとって、今後施策に活かしてほしいという意見が出されました。

次に、39ページの文書広報費におけるホームページ運営事業の委託料は、どのようなことを委託しているのか。また、41ページの企画費の中の東紀州地域活性化ソフト事業についてと、東紀州観光まちづくり公社の事業内容についての質疑がありました。答弁といたしまして、ホームページ運営事業の委託については、現在Windows系を使用しており、一般職員では書き換えにくい部分があります。更新はできるのですが、基本的な形とか素人では難しい部分について委託していると、日々のニュースなどの更新は職員で行っていますという答弁でございました。

また、東紀州観光まちづくり公社については、県が2分の1、東紀州の2市3町が残りの2分の1を負担し、各市町においては約300万円ずつの負担となっています。事業内容は、観光部門、産業部門、総務部門等があり、各市町から2名の職員を配置しています。県からは尾鷲に2名、熊野に2名が配属されています。町内や東紀州への集客の方策等も含め、エイジェントまわりの民宿等の評価事業等も行っています。それと各企業をまわり、各企業が公共に対してどのようなことを求めているかの聞き取り調査も行っています。そのほか熊野学フォーラムという事業も行っており、今年度は大阪で実施します。これにより、大学とか各地域から東紀州の興味のある方を取り入れるといったことも実施しており、冊子などの作成もしているとの答弁でございました。

次に、「税務課」所管分であります。

歳入11ページの1款町税の不納欠損額について、各委員から質疑がありました。主な質疑としては、不納欠損額の内訳について、時効の中断、前納報奨金の廃止や納税組合の解散による影響、口座振替などについてであります。

それに対する答弁として、所得や資産がない者を担税力がない者と認定し、執行を停止し、不納欠損をする場合には、まず、滞納者の資産状況などを調査し、預金や生命保険、給与があれば差し押さえいたしますが、支払い能力もなく、押さえる財産もない場合は、執行停止をし、

その後3年間、状況が変わらない場合は欠損処理を行います。

また、平成18年度における不納欠損処理の状況は、金額で約1,500万円です。欠損処理の件数は、担税力のない者が134人、時効による者が41人、その他が14人で、計189人である。所得がなくても固定資産税や軽自動車税は課税します。定期、随時の戸別徴収に加え、年末や年度末には滞納者全戸に訪問している。一部納付や納付誓約書を取ったりして、時効を中断する努力もしています。5年経過した税でも、時効を中断している税についての欠損処理はしませんという答弁でございました。

また、前納報奨金の廃止や納税組合の解散による影響もありません。すべてではないが、口座振替にした方もあります。現在も奨励しており、今後も口座振替への取り組みを進めてまいりますという答弁でございました。

また、委員からは、平成16年の災害にあった地域の土地の価格が、随分と下落している。土地の評価替えのときには、このような地域性や経済性を反映していただきたいという意見がありました。

歳出については45ページの諸費で、町税過誤納付による歳出還付金の内容についての質疑に対し、答弁といたしまして、歳出還付金で最も多いのは法人町民税の還付金で、確定申告時の予定納税額の精算によるものである。次に多いのは、個人町民税の還付金で、更正申告や期限後の還付申告によるものであるという答弁でございました。

次に、「住民課」所管分についてであります。

歳出43ページの交通災害共済受託事業費で、三重県交通災害共済はなくなるということだが、事故があった場合、何年以内なら申請できるのか。8割の方が加入していたのなら、住民に対し周知すべきであるという質疑に対し、答弁といたしまして、この事業については、平成23年3月末をもって終了します。21年1月からの募集はいたしておりません。事故等があった場合、請求については2年間有効期限がありますので、それら請求等に関する窓口事務は行うということですという答弁でございました。

また、55ページの国民年金事務費については、収納は町でやっているのか、介護保険の徴収で賃金が支払われているが、具体的な業務内容は何か、学生免除とかの手続きは町が行っているということだが、未手続きの者についての案内等を行っているのかという質疑に対して、答弁といたしまして、国民年金の徴収は町はやっていない。窓口の受付事務などを行っていますと、介護保険料については国民健康保険料の徴収の際に、あわせて介護保険料も徴収しています。徴収した介護保険料については指定金融機関を通じて広域連合へ入れています。

また、国民年金に関しては、社会保険庁がすべての業務を管理しており、町としては窓口業務だけを行っており、受け付けた申請書等については社会保険庁に送付しており、その後の部分についての把握はしていません。相談があったときには、わかる範囲内で指導させていただいておりますとの答弁でございました。

55ページの老人福祉総務費の中で、老人保健特別会計繰出金について、支払い基金の交付金は直接に老人保健特別会計に入るのか。全額、一般財源になっているが、財源内訳はこれでもいいのかという質疑があり、支払い基金の交付金については老人保健特別会計に入り、繰出金については、町の負担分にあたるものを一般会計から特別会計に繰り出すもので、一般財源となりますという答弁でございました。

また、59ページの母子福祉費の一人親家庭等の医療費助成制度で、過去の状況についての質疑があり、対象者は14年度で 479人、15年度で 464人、16年度 461人、17年度 481人、18年度 551人、19年度 529人で、20年度の確定予想は 509人と考えていると、18年度からは少し下がってきているとの答弁でした。

また、母子福祉費の乳幼児医療費助成事業について、19年度対象者 422名は4歳児だけか、また就学前までの入院も対象になっているが、人数が含まれているのかという質疑があり、答弁といたしまして、乳幼児医療費助成対象者は4歳児だけで、就学前までの入院にかかる対象者は把握していませんが、4名ほどと認識している。額については分析していないという答弁でございました。

次に、「福祉保健課」所管分でございます。

歳入15ページの民生費負担金で児童福祉費負担金について、保育料の滞納者が年々増加している。国の基準よりも低く設定していると思うが、こういうことも滞納者に説明し、滞納を減らす努力をすべきである。卒園している場合の徴収は行っているのか、不納欠損や時効について、また、延長保育などの質疑がありまして、答弁といたしまして、保育料は国の基準より低い保育料を設定していますという答弁でございました。

また、今後においては滞納者に、町単独の負担についても説明を行い、滞納者を減らす努力をしていきます。卒園した者については、自宅に出向き徴収を行っています。不納欠損はありませんと、保育料の時効については5年となっているが、納付誓約書をいただき、延長することは可能ですと、延長保育については、園での自主的な延長は行っているが、補助基準を満たす延長保育は実施されていないとの答弁でございました。

歳出55ページの老人福祉総務費で、配食サービス事業について各委員から多数の質疑がござ

いました。

近年の利用者の状況と、利用者が減ったことの原因分析をきちんとしておるのかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、平成18年度は86人、19年度で71人となっており、内訳は海山区が37人、紀伊長島区が34人です。利用者の減少には憂慮しており、原因分析も含めて真剣に取り組んでいきたいとの答弁でございました。

また1食当たりの委託費用が650円で、そのうち500円が弁当代であり、利用者負担が400円ということですが、最近では500円で内容のよい弁当を配達する業者もあり、利用者からは、ほかの業者に変えてほしいという話も聞くが、担当課として食事の内容について業者と相談しているのか。また、いずれの区においても2業者であるが、半年ごとに担当する地域を交替させることはできないのかという質疑に対し、答弁といたしまして、利用者からは弁当の内容についての苦情も聞いており、5月にすべての委託業者との会議を行いました。メニューは事前に配布することとし、月末にはその月のメニューを報告させることにしています。年度途中で担当地域を交替することについては、1年間の契約となっておりますので、今年度は困難だと判断します。翌年度以降において可能かどうか検討するとの答弁でございました。

また、以前は毎日実施していたが、現在は土・日は休みということだが、高齢者の方にとって、少しでも長く自宅で生活するために貢献していた事業であるとの質疑に対し、答弁といたしまして、配食サービスの毎日型の実施については、合併後に両区の実施日を統一し、土・日を休みにしておりますが、今後、理事者とも協議をし検討していきたいと考えますと、また、弁当の内容については、今後も委託業者との会議を持ち、指導をしたいとの答弁でございました。

また、配食サービスに関しては、高齢者の安否確認、見守り業務という大切な要素もある。両区での考え方が違うようだが、統一すべきであるという質疑に対しまして、また次のですね、また利用者も増やす努力をしてほしいという質疑もございました。あわせて答弁といたしまして、紀伊長島区においては、現在も委託業者が配達業務と安否確認などの見守り業務を行っているが、海山区では弁当をつくる業者と、配達する者とは別になっています。今のところ、委託方法の統一は困難と思われませんが、今後、検討していきたい。また、利用者の方々に安心して喜んでいただける事業になるよう、取り組んでいきたいという答弁でございました。

次にですね、57ページの養護老人ホームについてでございます。老人ホーム赤羽寮は老朽化しており、施設の質ということでは、民間が経営する施設との開きが大きい。改築など、どのように考えているのかという質疑に対し、新設される特別養護老人施設ではユニット型、養護老

人施設では個室化が原則で、新しい施設は、入所する側も受け入れる側も、設備が充実している住環境もよい施設が多いと、赤羽寮においては職員の高齢化が進んでいることもあり、老朽化の問題、民営化の問題も含め、今後、理事者との協議を進めていきたいと考えていますという答弁でございました。

続きまして、報告させていただきます。

61ページの災害援助費について、現在の滞納状況と滞納整理についての質疑がありました。平成19年度の滞納額は20世帯で、118万620円となっています。県への償還は19年度の11月から7年間で行うことになっている。償還が始まるまでに死亡された方は6人で、そのうち3人については、すでに家族が完納しています。あとの3人については、家族の方が継続して償還してくれています。滞納整理については、戸別徴収を実施しており、納付相談もしております。納付相談にも応じていただけない方については、保証人にも話をさせていただいております。滞納者の中には低所得者の方が多く、破産宣告をしなければならないような状態の方もおり、困難な状況があります。年末にかけて、更に徴収の強化を図るなど、滞納の解消に努力するとの答弁でございました。

また、63ページの予防費について、数年前から、麻疹（はしか）や結核になる率が多いということだが、現在は、医療機関での予防接種をとっていますが、以前より接種を受ける人が少なくなったということはないか。また、ガン検診の受診状況などについて質疑がありました。

担当課長からは、麻疹や結核などの予防接種について、受診をされていない方については通知をしているが、その後は追加で連絡することはしていないと、昨年度と比べ、ガン検診の受診率は下がっておりますが、その原因として、個人負担金が上がったことによるものかどうかは明らかではありません。また、受診会場については例年どおりであります。均等に実施できるように考えています。1回の検診で、ある程度の受診者が必要なため、受信者が少ない地区については郵送で通知しています。ガン検診などの実施については、毎月、広報紙で周知しているが、今後においては、あらゆる機会を通じて周知していきたいと考えます。また、介護予防健診は、以前から実施していた生活習慣病の健診で、血圧測定、尿検査、診察に加えて、必要に応じ心電図、眼底検査等のほか、生活機能のチェックリストにより、身体的な機能の低下の有無を調べる健診となっています。平成19年度の実績は653人となっていますとの答弁でございました。

次に、「環境管理課」所管分についてであります。

歳出63ページの環境衛生費で、浄化槽設置整備事業補助金について、交付実績の59基につい

ては一般住宅が対象なのか、交付する地域に偏りがあるか、県が水質保全協会に委託している法定検査などの質疑がありました。また荷坂やすらぎ苑に対する負担金の算定方法、負担金を削減する考えについての質疑もございました。

答弁といたしまして、合併処理浄化槽設置に対する補助金は、一般住宅が対象であると、交付地域についての偏りはありません。法定検査は浄化槽法に基づくものであり、浄化槽の種類にもよるが、設置者に対しては、年3回から4回の保守点検、年1回の清掃、そして年1回の法定検査を実施することが定められています。19年度からは罰則規定が設けられていますとの答弁でございました。

また、荷坂やすらぎ苑の負担金の算定方法は、用地費は10割、建設費の5割、維持管理費の5割を均等割りとし、紀北町、大紀町がそれぞれ2分の1ずつを負担し、残りの建設費の5割分と維持管理費の5割分については、利用者割りで負担することになります。海山区の浄聖苑を利用することにより、やすらぎ苑の利用割合が大きく変わってきます。大紀町から、できるだけ紀伊長島区の方はやすらぎ苑を利用してほしいとの申し出もあったと聞いておりますとの答弁でございました。

また、65ページの塵芥処理費の資源ごみ・リサイクル促進事業について、財源内訳のその他の欄で、予算に対し決算額が400万円ほど上回っている理由についての質疑に対し、年度によって単価の変動があるため、予算についてはある程度抑えた額を計上しています。平成19年度の資源ごみ売払収入は2,100万円程度ありまして、そのうち塵芥処理費に1,352万7,000円を充当したものでありますという答弁でございました。

また、資源ごみの価格が上昇していることであり、紀伊長島区の資源ごみステーションの整備等へ充当させるなどの方策は考えられないかという質疑に対して、海山区の資源ごみステーションについては収納庫があるため、雨天時にも古紙等は出せますが、紀伊長島区にはないため、雨天時に出すことはできない状況です。価格が上昇したことで高い金額で落札されていますと、このような整備を図るべき、理事者に対し、環境施設への充当を強く働きかけていきたいという答弁でございました。

また、海山リサイクルセンターのダイオキシン対策についての質疑に対し、答弁といたしまして、ダイオキシン類対策として、バグフィルター、燃焼炉の修理を行い、現在は順調に稼働している。今年度実施した測定検査の結果も0.1ナノグラム以下の数値が出ています。20年度からは年3回測定検査を予定していますとのことでした。

65ページのし尿処理費について、修繕費の1,326万1,000円の内容と施設の耐用年数につい

での質疑に対し、答弁といたしまして、修繕料の内訳は、破碎機の修繕が 215万円、前処理機の修繕が 140万円、反応層循環ポンプの修繕が 390万円、汚泥乾燥焼却施設に 700万円、その他で 381万 1,000円となっております。専門性の高い機器については随意契約をしているが、その他の修繕については、できる限り町内業者に発注していますとの答弁でございました。

次に、「産業振興課」所管分についてであります。

歳出69ページの農地費で、土地改良施設維持管理適正化事業、海岸環境整備事業の比幾海岸の委託料、有害鳥獣対策事業についての質疑がありました。答弁といたしまして、土地改良施設維持管理適正化事業については、整備、補修工事を行うために必要な経費として、事業費の30%を5年間均等に積み立て、事業を実施した際に事業費の90%が交付金として受けられます。この事業により整備した排水機場は紀伊長島区に2箇所、海山区に4箇所あります。平成19年度においては出垣内排水機場の改修工事を実施しました。改修工事に対する事業費 700万円の90%に当たる 630万円が交付金となっていますという答弁でございました。

また、海岸環境整備事業における比幾海岸の管理委託先については、古里区に委託しているとのことでした。

また、有害鳥獣対策事業について、駆除を依頼する場合、紀伊長島区と海山区の振り分けはしていません。また、平成19年度においては1頭2万円で猟友会へお願いしておりますと、また県の協力で古里、道瀬地区において獣害対策研修会と追い払いの実施、先進地視察などを行っている。また、農作物を守るために電気柵等の設置に対する補助も行っています。町としてはモンキー犬等の検討もしていきたい。また、21年度においては捕獲檻を増やすよう計画しているという答弁でございました。

また、71ページの林業施設費について、農免林道整備事業の内訳について、林道野又線の状況を求める質疑がありました。農免林道整備事業は農林漁業用揮発油税財源身替（みがわり）林道整備事業の略称であり、林業機械が消費する揮発油税の税額に相当する財源をもって、昭和41年度からは峰越連絡林道の開設を、昭和46年度からは林道の舗装事業を実施していると、また栃山木組線の財源である 480万円の起債については、過疎債です。林道野又越線については、平成19年度は県単で江竜の起点から5 kmほど入ったところの舗装工事を実施しましたとの答弁でございました。

また、75ページの水産業振興費の中で、漁業基盤強化対策資金利子等負担事業について、それぞれの漁協に対する補助の期間について、外湾合併後の考え方についての質疑があり、海山漁協に対しては平成14年から23年まで、長島町漁協に対しては平成17年から26年までの期間と

なっています。現在のところ外湾合併後について、具体的にどうしていくかは検討していない。21年度において理事者と検討していきたいと思っている。紀伊長島区においては長島町漁業協同組合だけで、ほかの漁協は対象にしませんとの答弁でございました。

77ページの商工業振興費で、道の駅マンボウ休憩所整備事業があるが、整備をすることによって、満潮時には農地に潮が入ってくることが心配される。その対策について質疑がありました。整備事業については国土交通省の管轄であり、町からその旨を伝えている。国土交通省では土壌調査を実施したと聞いておりますが、具体的な対策等は把握していないという答弁でございました。

79ページの観光費で、キャンペーン海山と古里温泉の利用状況について、熊野古道シャトルバスの説明と利用状況についての質疑がありました。答弁といたしまして、キャンペーン海山について、平成19年度においては3,359万2,000円の収入に対し、支出は2,783万8,000円であり、差し引き575万4,000円の黒字となっています。18年度においては収入が3,399万9,000円、支出が2,810万2,000円で、差し引き589万7,000円の黒字となっています。

管理に関しては指定管理者制度を導入しています。施設も老朽化しており、大きな修繕等が必要となった場合は町が負担することになっていきますと。また、毎月、運営報告の提出のほか、月に1回程度のミーティングを定期的に行っていますという答弁でございました。

また、古里温泉においては、平成17年度の収入が3,286万5,000円、支出が2,592万4,000円、差し引き694万1,000円の黒字、平成18年度の収入が3,217万円、支出が2,705万9,000円で、差し引き511万1,000円の黒字となっています。平成19年度では6月1日から1ヵ月程度、浴槽の改修工事を行っており、その間の収入が減っています。収入で2,950万2,000円、支出では委託料等で2,689万8,000円、浴槽改修費用で814万2,000円、合計3,504万円の経費となり、差し引き553万8,000円の赤字となっています。また、露天風呂があったほうが良いという利用者の意見もあるが、逆に広がって良かったという意見もある。燃油等の関係もあり町外利用者が減っていますが、11月26日を「いい風呂の日」として料金割引にするなど利用者の増加に努めたいと思っているとの答弁でございました。

また、熊野古道シャトルバスは、名古屋駅西口から紀和町の清流荘まで、1日1往復しており、2市2町で負担金を分担している。平成19年度における負担金の総額が1,220万4,000円であり、そのうち県が3分の2の813万6,000円、残りを集客人数と人口割で按分した額を2市2町で負担することになっています。19年度の町の負担金は161万5,000円でありました。19年度の実績は、運行回数333日で、集客人数が6,857人でしたという答弁でございました。

続いて、67ページの農業総務費において、予備費から流用していることについて指摘がされました。

予算について目間の中で流用できるのは、予算編成時に予期しなかった予算外の支出が生じた場合と、歳出予算の計上額に不足が生じた場合にできるとされています。地方自治法第 220 条第 2 項の但し書きには、歳出予算の各項の経費の金額は予算の執行上必要な場合に限り、予算の定めるところにより、これを流用することができるようになっており、これにより、目間の流用が認められていますと、農業費においては総額 252万円の不用額が生じています。法の定めにより、農業総務費で予算に不足が生じた場合、畜産業費、または農地費などから流用すべきであるが、予備費からの流用で処理を行うということは、予算の執行状況を十分に把握していなかったから、このような取り扱いになったと思われる。議決を得た予算の中で、効果的な予算の執行に努めるのが職員の責務であり、安易な考えで予備費からの流用については、十分気を付けていただきたいという、予算の執行にあたっての指摘がありました。

担当課長からは、赤羽中桐地区の生活改善センターの調理室の釜が破裂し、急きょ、修繕工事を行うにあたり流用させていただきました。大変申し訳なく、以後、気を付けますとの答弁でございました。

次に、「建設課」所管分についてであります。

歳入17ページの土木使用料の中の住宅使用料では、収入未済額の内訳について、不納欠損の考え方、時効の中断手続きについての質疑がございました。答弁といたしまして、収入未済額の 1,967万 1,740円の内訳は、過年度分が 1,700万円、現年度分は約 260万円である。滞納については、平成11年度までの累計で、各年度において未収となったものは過年度分ということで積み上げられています。19年度における過年度分の収納額は約 220万円となっています。住宅使用料についての時効は5年となっています。時効の中断ということで納付誓約書をいただくような手続きをとっています。納付誓約書をいただいた方が、さらに滞るようであれば、明け渡しの請求もやっていき、滞納者を増やさない方針で考えている。行方不明の者や、納付誓約書をいただいた者が、その後、町外に転居し、住所が定かでない者については、不納欠損により処理することになりますという答弁でございました。

続いて、歳出83ページの道路橋りょう新設改良費で、道路幅の記述方法についての質疑がありました。道路の幅員については、側溝部分を蓋（ふた）掛け構造として幅員に加えるものと、蓋掛け構造とせずに幅員とするものがあります。蓋のない構造については、道路幅員には含まれていません。舗装の場合は、平均的な幅員をあげており、舗装に要した幅員ということです。

小山山側線については側溝も含めた5mの幅員となりますという答弁でございました。

続いて、83ページの河川総務費の委託料について、清掃などの内容について質疑があり、答弁といたしまして、河川総務費における事業として、海岸の清掃事業もあり、さらに銚子川の清掃事業もあり、海山区においては建設業者を中心に委託しております。また紀伊長島区の古里海岸は古里の観光協会に、道瀬海岸は漁業組合に委託していますとの答弁でございました。

続いて、85ページ、公園費の三重県型デカップリング総合支援事業について、決算額では0円となっている。全事業が完了しなければ決算に上げられないのか。また、進捗状況についての質疑がありました。答弁といたしまして、この事業については、平成19年度で完了ということで進めていたが、事業完了予定の3月時点で温泉の湧出が確認できないということで、事業者から三重県と紀北町に対し繰り越しの申し出があり、3月議会において繰越明許費の議決をいただきました。基本的に補助金であるので、事業の完了が確認されないと支出はできません。事業の完了確認については、事業者が県の許可に基づく温泉掘削工事が終了して、県に対し工事の完了届けを提出し、県が受理したことを確認して事業完了となりますとの答弁でございました。

次に、「危機管理課」所管分でございます。

歳出45ページ、合併まちづくり推進費の備品購入費について、702万8,350円という不用額が生じているが、この理由は過大見積もりではないのかという質疑に対し、答弁といたしまして、屋外消火栓ホース格納庫一式の購入費であります。古くなったものは交換し、保管分も含めたもので、町内全域に配置をいたしました。この不用額は入札差金によるもので、過大見積もりではなく、大量に入札したことにより激しい競争入札の結果、大きな差金が生じたものであるという答弁でございました。

続いて、89ページの消防施設費で、消防施設・機械器具整備事業について1,274万3,000円の財源内訳についての質疑に対し、内訳は、石油貯蔵施設立地対策交付金は366万3,000円で、電源立地地域対策交付金は908万円でございます。また、石油貯蔵施設立地対策交付金については、石油貯蔵施設の設置に伴って整備することが必要と認められる公共用施設の整備にあてられる性格のもので、立地されている市町村と隣接する市町村に交付されます。尾鷲市に石油貯蔵タンクがある関係で、海山区の公共用施設の整備が対象となります。この交付金は、東邦石油株式会社の石油精製事業からの撤退により、平成21年度をもって打ち切りとなる予定ですという答弁でございました。

続いて、91ページの災害対策費で、消防防災施設等整備事業の避難誘導灯の整備について、

ソーラー街灯とした理由や照明時間についての質疑がありました。答弁といたしまして、特に大きな災害や地震等になると停電が心配されます。夜間でも路上を明るく照らす必要があるので、停電の場合でも明かりが確保できるようソーラー街灯を選択しました。19年度では海山区6箇所、紀伊長島区6箇所の合計12箇所に設置しております。照明時間については、夏と冬では日照時間に差があり、また、設置場所によっても日照時間が違ってくることから、できる限り日照時間が確保できる場所に設置していますが、朝までついているソーラー街灯は少ない状況であります。ただし、ソーラー街灯には商用電源を供用しているものもあります。それらについては朝まで点灯可能であるため、設置個所の調査を行い、業者とも協議をしたうえで、対応していきたいという答弁でございました。

同じく、災害対策費の地震・津波避難路整備事業について、元白浦小学校への通路が避難路として階段など整備されたが、小学校は日常使用していないだけに災害時の避難場所として有効に機能するためにも定期的に点検する必要があると思う。具体的な管理状況についての質疑に対し、答弁といたしまして、白浦地区の避難路の整備については、奥から2番目の道路詰めの上へ登る避難路の整備を行い、手摺り付け避難階段としての整備をしました。元白浦小学校も避難場所に指定されており、その避難路にはソーラー街灯を設置しています。地震の際には、建物の耐震性の問題により、校舎には避難せずにグラウンドに避難するようお願いしています。校舎の点検はしていないので、学校教育課とも協議を行い、校舎の使用について検討していきたいという答弁でございました。

次に、「学校教育課」所管分についてであります。

歳入29ページの不動産売払収入の立木売払収入について、奨学金山とはどういうものかという質疑に対し、この山林については、旧海山町のときに奨学金山として寄附をいただき、立木の成長により売り払い収入を奨学金の財源に充てるというものであり、主に、電気保安上支障となる支障木の撤去による売り払い収入でありますという答弁でございました。

続いて、33ページの貸付金元利収入で奨学金の滞納についての質疑に対し、答弁といたしまして、奨学金の滞納については、平成18年度の決算に比べて増えています。滞納整理については、戸別訪問等を実施し取り組んでおり、10月現在では滞納額は減少した状況にありますと、時効については10年となっております。納付誓約書は取っていませんが、相談を受けた者については分納という方法もとっているとの答弁でございました。

続いて、33ページの雑入の中での保険金について、日本スポーツ振興センター災害給付金について、単年度事業かという質疑に対し、答弁といたしまして、各幼稚園、小学校、中学校に

において掛金を払い、学校の管理下でケガのあったとき請求を行います。共済給付金は一旦町に入り、その給付金を治療費等として本人に給付することになっています。単年度事業ということではなく、毎年度継続して実施しているものであるという答弁でございました。

続いて、歳出については93ページの小学校費の学校管理費と、95ページの中学校費の学校管理費について、教育コンピューター整備事業についてと、特殊学級介助教員設置事業についての質疑がございました。答弁といたしまして、パソコンの台数としては、小学校が265台で、プリンターが96台となっています。中学校ではパソコンが151台で、プリンターが33台です。紀伊長島区の学校においては1人1台パソコンとなっているが、海山区の学校については現在、1人1台となるよう整備を行っているところである。1クラス40人が基準となっており、最大で40台となります。パソコン等の備品についてはリースであり、リース料については入札で行っていますという答弁でございました。

また、小学校におけるパソコンの活用については、総合的な学習事業や県下の特産物を調べる、または児童の校内新聞作成などの情報収集や調査、研究にも活用しているとの答弁でございました。

特殊学級介助教員については何か資格があるのかという質疑に対しては、答弁として、介助教員については教員資格のある方を採用していると、賃金の一部には合併支援交付金が充当されています。中学校にも2名の介助員を配置しています。介助員に関しては市町村の単独事業であるため、設置していない市町もあります。雇用期間は1年であるという答弁でございました。

97ページの幼稚園費で賃借料の内容についての質疑があり、紀伊長島幼稚園の送迎バスについては2台ともリースの方法となっていますとの答弁でございました。

続いて、103ページの給食施設費について、給食センターの調理員の退職者が多いと聞いているが、業務に支障をきたしていることはないのか、調理員については経験も重要であると、待遇改善の考えはどうかという質疑に対し、答弁といたしまして、退職された場合には補充としてパート調理員を雇用し、12名体制を確保しています。待遇改善については、財政的な問題もあることから、十分検討してまいりたいという答弁でございました。

また、教員住宅の管理についての質疑があり、答弁といたしまして、紀伊長島区で10棟、海山区で6棟の合計16棟で27戸である。そのうち入居しているものは町全体で6戸となっていますと。使用していない教員住宅については、教職員の異動等に備えている状況です。適正に管理をしていきたいという答弁でございました。

次に、「生涯学習課」所管分についてであります。

99ページの社会教育総務費で、社会教育指導員や、いきいき学園のコーディネーターについて、委託料 725万 8,000円の内訳についての質疑がございました。答弁といたしまして、社会教育指導員は生涯学習課に常勤で在籍しており、いきいき子ども学園のコーディネーターは非常勤でお願いしています。資格は必要なく、海山区、紀伊長島区で、それぞれ仕事をいただいていると、主に水曜日、土曜日に料理教室やニュースポーツ教室を開催しています。コーディネーターは1名、そのほか安全管理員、学習アドバイザー、運営委員等で組織をつくっています。

また、委託料の 725万 8,000円については、児童図書館で71万 5,000円、木工陶芸施設で39万円、教育集会所指導事業で34万 3,000円、文化振興事業で 227万 7,000円、多目的会館管理運営事業で 102万 7,000円、若者センター施設管理委託で 250万 4,000円となっています。また、文化振興事業については、コンサートや映画等の委託料ですとの答弁でございました。

99ページの公民館費で引本公民館の空調設備の工事費があるが、9月議会で予算の議決を得たが、12月に入っても工事が完了していなかった。肝心の工事が遅れたり、責任が不明確になったりしないよう強く要望するという発言がありました。答弁といたしまして、予算の議決後、建設課に工事発注を依頼し、財政課で入札、その後、工事に入りました。生涯学習課としては建設課、財政課にできる限り早く完了するようお願いしたのですが、その過程で時間がかかってしまいましたという答弁でございました。

次に、「水道課」所管分についての質疑はありませんでした。

以上が各担当における審査の経過であります。

平成19年度紀北町一般会計歳入歳出決算のまとめとして、歳入では、町税をはじめ各種使用料などの滞納や不納欠損処理に関して委員から、さまざまな質疑があったが、時効の中断という解釈についても担当課によって異なっていると判断する。納付誓約書をいただいたから良いというのではなく、また、安易に不納欠損処分をするのではなく、滞納の整理、徴収率の向上に最大の努力をお願いしたい。

歳出に関しては、昨年度の決算審査において指摘を受けた流用の処理については改善されており、事業の執行にあたっての各課職員の取り組み姿勢は高く評価すべきところがあるが、依然として不用額が生じた理由について、担当課として把握していないような状況も見受けられます。

また、事業支弁への振り替えということも理解できるが、全科目において不用額が生じてお

り、総務費の中の合併まちづくり推進費、災害復旧費、予備費を除いた不用額の合計は、1億1,243万5,000円となっている。過大見積もりによるところの不用額も多く見受けられることから、補正の段階で予算の執行状況を十分に把握し調整を行うことなど、努力をしていただきたい。

また、予備費からの流用という安易な予算の処理が見受けられた。予備費を他の費目に流用できるのは、予算編成当時に予期しなかった予算外の支出が生じた場合と、歳出予算の計上額が不足した場合にできるものである。いくら予算外の支出が発生したといっても、歳出予算の項の中に計上した予算が残っているような場合は、目間の流用により処理すべきである。考え方次第では、予備費の予算内であれば、議会に対し説明のない事業を自由に実施することも可能である。議決を得た予算の中で、効率的な予算執行にあたるのが理事者の責務であり、予備費からの流用については、今後、十分に気を付けていただきたい。

以上で、決算特別委員会における審査経過並びに結果の報告を終わります。

質疑を終了し、討論に入り、次のような反対討論がありました。議決を経て予算の執行をみたものであるが、予算審議の段階で多くの問題があったと思う。特に福祉を切り捨てるのではなく、無駄を省いて福祉を向上させるなど問題点も指摘してきたところであるが、決算報告においては、負の遺産の問題が解消されていないと認識する。具体的に、配食サービス等を含めた福祉関係におけるサービスの後退、やすらぎ苑への送迎バスの助成金の廃止問題、デカップリング支援事業については、何の報告もなく全額繰り越しになっている。お魚らんの訴訟の問題も、結果的には非常に問題を残したと思います。そういった全体を考慮して、今回の平成19年度決算については不認定ということで討論がありました。

討論を終了し、採決に入り、賛成多数により本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第2号 平成19年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について行いました。

質疑といたしまして、適正に不納欠損されるということは大事なことなので、時効中断の手段をとったり、公平に徴収しなければならないのが基本で、不納欠損するときや徴収には十分工夫をもってやっていただきたい。全般的なご意見をお聞かせくださいという質疑に対しまして、答弁といたしまして、委員さんおっしゃるとおり、徴収率を上げるというより、基本的な考えとして、公平性の確保というのを基本に置いて、それをすることによって、結果として徴収率がついてくるのだと認識を持っております。滞納者の方については、戸別徴収にまいて

おります。公平性の面からも1回じゃなくて、何回か足を運んで徴収するようにしております。

今後の対応といたしましては、そういった中でも、行方不明、生活困窮者等、不納欠損をしなければならない分が出てきます。公平性の面からも、ただ戸別徴収だけで行っているだけではなく、打破できないものではないかという中で、体制としましては、徴収職員は国民年金の仕事を兼務している職員1人と、補佐、係長でカバーしてやっているのが現状ですが、そうも言うておられませんので、差押え等の強制徴収に向け、できるだけ勉強して、できたら踏切りたいと思っております。

しかし、徴収職員が1人という中で、課の中でもできる努力はしておりますが、できれば近い将来には、全庁的な体制を考える必要があると考えておりますので、今後、理事者とつめていきたいと思っておりますというような答弁でございました。

続いて、払いたくても払えない人もいると言うが、数年前から1年滞納したら資格証明書を発行してもいいと法律が決まった。資格証明書は出してもいいが、特別事情がある場合は出しはいけないということもあり、それは市町村の判断だということだが、特別な事情とは紀北町の場合、どういうことになっていますかという質疑に対し、答弁といたしまして、紀北町といたしまして、資格証を出す場合は24ヵ月以内で滞納している方に対し、年3回納付相談の期間を設けていますが、3回とも全然音沙汰のない方、拒絶される方につきましては、対応ができないので資格証を発行させてもらっておりますというような答弁でございました。

それで、質疑を終わり、討論、採決に入りまして、反対討論なし、賛成討論なし、採決に入りまして、可否同数によりましたので、本案は委員長採決により、認定するべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第3号 平成19年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

質疑等ございまして、レセプト点検の結果、請求の誤りはあるかという質疑に対しまして、答弁といたしましては、レセプト点検の結果 363万 6,000円の請求誤りがありましたという答弁でございます。

間違っている頻度はどの程度なのかという質疑に対しまして、レセプトの枚数としては全体で9万 6,720枚でして、誤りのあった枚数といたしましては 1,037枚、率にして1.07%ですという答弁でございました。

一般会計の繰出金は、単年度の精算として一般会計に繰り出すのかという質疑に対しまして、18年度の精算によって一般会計へ繰り出すという答弁でございました。

以上で、質疑を打ち切り、討論に入り、反対討論なし、賛成討論なしでございました。採決、全員賛成、よって、本案は認定すべきものとして決定いたしました。

続きまして、認定第4号 平成19年度紀北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、水道課所管分について質疑に入りました。

質疑といたしまして、歳入についてですが、最後に報告のあった財政健全化法に基づく借換えについてですが、この借換え処置でどれほどの金額の還元があるのかという質問に対しまして、昨年度から始まった国の財政健全化に基づく対応でございます。簡易水道事業債につきましては800万円を借り換えたわけですが、通常6%以上の利息について、約1%の利息になったわけです。その利息分については負担が軽減し、事業費に賄われるというものでございます。水道事業会計と合わせて約1,800万円ほど経費が削減されました。この800万円につきましては資料を持ってきますのでという答弁でございました。

続いて、主要事業の成果にも書いてありますが、消火栓が3基設置されたということで、水道事業会計のほうもそうですが、危機管理課と連携をとっているのですか、消火栓ボックスの問題もありますのでという質疑に対しまして、消火栓の設置につきましては、危機管理課と協議しまして、危機管理課のほうから設置してほしいということが多いですと、私どももこれについて設計の中に入れますが、その費用については一般会計で負担していただいておりますという答弁でございました。

それに関連しました質問で、消火栓ボックスも必然的に設置されるということですねと、それと161ページですけれども、滞納通知書で物議を醸し出したのは、平成19年度でよろしかったですか、滞納繰越分の予算が54万円のところ200万円以上になって、25%との収納率があったということで、滞納通知書が効果を生んだのかどうかいうことを、どのように分析していますかという質疑に対しまして、平成19年度の収納率が25%ですので、平成18年度に対して13.5%アップしております。平成18年度の過年度分の収納率は11.5%でしたという答弁でございました。

また、平成19年度の簡易水道事業特別会計の予算の中で、審議会も行われましたので、現状だけ聞いておきたいと思っておりますという質問の中で、答弁といたしまして、平成19年度に償還いたしましたものと、平成20年度で50万7,053円が節減されます。平成21年度を参考に申し上げますと、41万9,137円が節減されますというような答弁でございました。

以上で質疑を終わり、討論に入りまして、反対討論なし、賛成討論なし、採決に入りまして、全員賛成で認定いたしました。

続きまして、認定第5号 平成19年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、福祉保健課部分について質疑をいたしました。

質疑といたしまして、赤羽寮はかなり老朽化が進んでいますが、整備計画は検討されていますか、また検討委員会の設置はされていますかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、赤羽寮の整備計画については、旧紀伊長島町時代に平成15年3月ですね、今後の赤羽寮のあり方を、赤羽寮運営検討委員会に諮問し、特別養護老人ホームは民営化、養護老人ホームについては公営で運営していくべきとの答申を受けているところであります。町長は平成16年5月の全員協議会において、当面の間、約5年間はですね、現在の体制を維持するものとの答弁をしております。老朽化に伴う改築もあわせて赤羽寮の今後のあり方については、理事者と検討を重ねているところですよという答弁でございました。

以上で質疑を終わり、討論に入りまして、反対討論なし、賛成討論なし、採決に入りまして、全員賛成、よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第6号 平成19年度紀北町水道事業会計決算認定について、水道課所管分についての質疑に入りました。

質疑といたしまして、工事関係で15ページと18ページに 200万円以上と 500万円以上に分けてあります。これは競争入札になっているとは思いますが、建設課で昔から実施しているAランク、Bランクというようなランク分けをしているわけではないのですかということで、答弁といたしまして、現在の町のシステムといたしましては、設計は建設課で水道の設計もしていただいております。そして契約については財政が担当しております。ただし、費用は水道課が負担しておりますので、水道事業としてここに計上しておりますという答弁でございました。

それに伴う質疑で、500万円以上の工事請負契約についても、それぞれ会社が記載されておりますが、水道の工事の一般建設業者でもできるという中身なのですか、それでこういう形になっているのですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、水道の工事につきましては配管の技術を持っている技術者がいなければできないわけですが、そういうものにつきましては、財政課がすべての受け付けをしております。それから確認をして指名いたしております。すべての業者についてはそういう資格を持っておりますという答弁でございました。

また、会計帳簿で損益計算書、貸借対照表、付属明細書等をきちっと揃えておりますが、これは水道課で作成されるのですか、それとも税理士か会計士が計算されているのですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、経理につきましては水道課職員がすべて行っておりますという答弁でございました。

続きまして、3ページの水道事業決算報告書の中で、収入のほうで課長が十須の簡易水道の件を少し話されましたが、実は今年の5月ごろでしたか、地元の方から中身が、仕上がって良い水が出るようになったのですが、埋め立てがきちんとされていなくて、もしまた大水が出たら災害が発生するのではないかというようなことを、少しお聞きしたのですが、その辺はどうなっているのですか、河川の工事もあったのだから、その辺がどうなっているのか、どの部分を言っているのかどうか、私も見てきていないので、わからないのですがという質問でございました。

答弁といたしまして、これは十須の此ヶ野のほうですねという念押しをいたしまして、課長のほうが答弁といたしまして、水道課の管理する部分につきましては、すべて完了し、適正に運用していますので、例えば上流側とか下流側で工事の関係があるかもわかりませんが、水道課関係部分はすべて完了しておりますという答弁でございました。

続いて、2ページの決算報告書についてですがということで、営業収益の当初予算額が、約2億9,600万円、補正で約900万円の決算の減を含めると、約1,000万円の減額となっておりますが、これは予算として許容範囲であるのか、景気が悪いなど経済的に低迷したことで少なくなったものなのか、その辺はどうですか、予算の範囲内の誤差ということですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、人口が上水道で256人減っているということと、事業関係で水道使用料が減ってきています。今後も減っていくものだと考えられます。当初は前年度並みを計上いたしましたが、途中で補正減しなければならないということでございましたという答弁でございました。

また、水道の使用量が減ったという状況の中で、水道水源保護条例の枯渇に関してですが、水が余ってきているということではないのですか、使用料を増やさなくてはいけないということに関連するのではないですかと、12～13年前の枯渇の問題からどんどん使用量が減っているということは、水道水源保護条例は関係ないのではないですかという質疑に対しまして、その件につきましては、水道事業を運営するうえで施設はそれなりにあるのに、人口給水量が減っていくということで、水道を少しでも使っていただきたいというような状況にあるのは確かです。枯渇、それについてのことにつきましては、いつ水源の水が不足することがくるかもわかりませんし、今、考えを持っていなかったものです。そのように感じた次第であります。また、枯渇については異常気象等もあるのですけれど、深く考えていなかったのが現状ですという答弁でございました。

以上で質疑を打ち切り、討論に入り、反対討論なし、賛成討論は2名の委員から賛成討論が

ございました。

賛成討論といたしまして、平成19年度において、簡易水道事業特別会計との統合作業が円滑に行われたことによって、平成20年度から簡易水道事業特別会計との統合が図られることになったことによって、水道業務の簡素化が図られたこととなりました。また、平成19年度において、経営健全化計画が策定され、これが認められたことによって、高利率の借入金を繰上償還、あるいは低利率への借換えを認められたことによって、今後の経営の健全化につながるものと考えますので、賛成討論といたします。

また、もう1人の賛成意見といたしましては、非常にインフラとしての給水という責任が重いと思います。今後、起きる災害等においても水の重要さというのが、いろんところで体験し、水の必要性が随分叫ばれています。その中で、そうした老朽管の布設替えといろんな面で平成19年度に努力してここまでやってきたということは、非常に良いことだと思います。

それと、もう1つ大事なことで、大きな訴訟費、それから今問題になっているそういうふうなことについても、水道課はきちんと水道水源保護条例もきちっと見据えて、平成20年度決算には良い答えを出していただきたい、そう願って賛成いたしますと。

採決に入り、全員賛成です。

したがって、認定第6号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、付託されました特別決算委員会からの報告を終わります。

川端龍雄議長

以上で、決算特別委員長の報告を終わります。

川端龍雄議長

ここで暫時休憩いたします。開会は14時50分から。

(午後 2時 35分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 52分)

川端龍雄議長

各常任委員長及び決算特別委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、総務財政常任委員会にかかる案件についての質疑を行います。

議案第57号 紀北町過疎地域自立促進計画の変更についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

16番 東澄代君。

16番 東澄代議員

過疎自立促進計画の変更なんですけど、補助金率で国庫55%、県費が20%という報告でしたが、初めの課長の報告は県は30%、どちらが正しいのでしょうか。ちょっと説明願います。

川端龍雄議長

北村総務財政委員長。

総務財政常任委員長 北村博司議員

東澄代議員のお尋ねにお答えいたします。

さきほどの委員長報告の中で、実はある委員の発言です、これは。国が55%、県が20%の負担、また過疎債の対象になるという云々という質疑がございまして、正確にはですね、中山間地域総合整備事業については、国が55%、県が30%、それで市町が15%、そのうちの5%が農家負担です。過疎債の適用は本来、農家負担分の受益者分については、過疎債は適用されません。10%の範囲です。そういうことで委員の質問のとおり、私は議事録を読み上げただけで、それに対し、理事者のほうから訂正というか、お答えございませんでしたので、その分が間違っている云々という、お答えがございませんでしたので、これ委員の発言の数字です。正確には、55、30、15ということになります。

はい、以上でございます。よろしいでしょうか。

川端龍雄議長

東澄代君。

16番 東澄代議員

そうすると、委員長報告のときに、そのようになぜ報告できなかったんですか、そこだけお

願います。

川端龍雄議長

北村総務財政委員長。

総務財政常任委員長 北村博司議員

私は委員会内の議論を正確に伝えております。委員のご発言が間違っていると、訂正する権限は私にはございません。ですから、お尋ねでしたからお答えいたしますけれども、正確には55、30、15です。よろしいでしょうか。

16番 東澄代議員

はい、了解。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

川端龍雄議長

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

次に、議案第58号 平成20年度紀北町一般会計補正予算(第2号)について、総務財政常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

16番 東澄代君。

16番 東澄代議員

16番、続いてすみません。総務委員長、一般会計の補正予算なんですが、燃料費で委員長は、52円という発言をされたんですけど、152円じゃないかと思うんですけど、その辺を説明をお願いします。

川端龍雄議長

北村総務財政委員長。

総務財政常任委員長 北村博司議員

お答えします。152円と申し上げたつもりですが、ほかにも何か52円と言ったんじゃないかと、私の多分発音が悪いせいで、そういうふうに聞こえたんじゃないかということで、152円です、11月はですね。

16番 東澄代議員

はい、了解。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

次に、請願第6号 自主的な共済制度を新保険業法の適用除外とする意見書を国に提出を求める請願書についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

これで総務財政常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了しました。

川端龍雄議長

次に、教育民生常任委員会にかかる案件についての質疑を行います。

議案第58号 平成20年度紀北町一般会計補正予算(第2号)について、教育民生常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

21番 谷節夫君。

21番 谷節夫議員

21番 谷、実はですね、初日の本会議で給食施設費に関してですね、給食センター調理員の賃金等について、初日の本会議において質疑がありまして、その質疑において町長から謝罪も出てですね、質問者の議員がやはりこれは委員会で審査をですね、十分してくださいという注文を付けておるんですけど、教育委員会からの委員長の報告ではね、何も出てないので、その辺どうなっているか、委員長にお尋ねしたいです。

川端龍雄議長

教育民生常任委員長 岩見雅夫君。

教育民生常任委員長 岩見雅夫議員

それではお答えいたします。

今、ご指摘のようにですね、本会議の質疑の段階で、この学校教育関係の所管事項である教育費、中でも2目の給食施設費の問題について質疑が出されましたことは、私も承知しております。ただですね、委員長報告で行いましたように、今回の予算案に対する、補正予算に対する教育民生常任委員会の所管事項、その中の学校教育の関係につきましては、報告のとおりですね、特にこの点についての質疑はありませんでした。

少し振り返ってみますとですね、予算案を見ていただきましたらおわかりのようにですね、今回の補正予算の提出案件はですね、給食施設費については給食施設費の増、需用費と備品購入費という形になっております。この点につきまして、担当課長からですね、委員会の中では一応、説明がありまして、これに対する説明を一応、了として、委員からはですね、特に質疑はありませんでした。

したがって、この委員会での審査はですね、委員全員出席のもとに慎重に行ったわけなんです、そういう経過であったのでですね、そのとおり報告をさせていただいております。以上です。

川端龍雄議長

20番 東清剛君。

20番 東清剛議員

20番、質疑者がね、このようなことを言うのも何かと思いますけども、慎重にしてくださいとお願いしたわけですよ。それで町長が頭下げられた。ものすごい重要なことなんですよ。そのことをね重く受け止めて、やはり委員長としては諮っていただくのが、当たり前じゃないでしょうかね。特に予算計上ですよ。当初にしてもどうですか、今回の議案にないからじゃなしに、今回の議案だけじゃなしにね、項目じゃなしに、やはりこれ全体の話ですよ。予算に関して全く信用できなくなるじゃないですか。

我々は信頼関係のもとにね、職員の皆さんとも、特に町長はそうだと思いますよ。これ残念でかなわんと思いますよ。職員を信頼しておいたにもかかわらずですよ、このような結果を招いたということは。その辺をね、どのように受け止めているかということぐらいはね、委員会の中で当然、これ町長の名誉も回復せんといかんと思いますからね、いかがでしょうかね、その辺は。

川端龍雄議長

教育民生常任委員長 岩見雅夫君。

教育民生常任委員長 岩見雅夫議員

ただいまのご意見ですけれども、私のほうから答えるのに、妥当かどうかという点で少し疑問があります。今、お答えしましたようにですね、本委員会に対する議案の付託についてはですね、関係担当課の説明を十分にお受けしました。そして全員の審査によって審査を行ったわけなんですけど、さきほども一応念のために申しあげましたように、付託された案件のですね、補正予算案は、給食施設費の需用費と備品購入費という点でありました。

したがって、本件についてですね、十分な説明を受けたうえでの審査を行った。たまたま質疑はなかったんですけども、その点についてはですね、審査状況について私は教育民生常任委員会ですね、審査の経過と結果について報告をしております。

ご意見の趣旨、それから本会議において指摘された意見の重要性はですね、私も理解をいたしますが、教育民生常任委員会の委員長報告としては、以上のとおりしかですね、報告できないと思います。

川端龍雄議長

東清剛君。

20番 東清剛議員

委員長報告でね、出された議題しか答えられないじゃなしに、これ当初予算にかかわる、ずっと補正がくるわけですよ。一連、関連性があるわけですよ。その中で目の中で給食施設費なんですよ。ですから、それを総合的に考えないと、委員長責めてもその意見が出なかったというのはわかりますけどもね。これやっぱり常任委員会として、これ厳重に今後ね、注意を払っていくという意味、あるでしょう。議員定数削減のときでも常任委員会というのは大事だということで、定数もいろいろやったわけじゃないですか。

そこで慎重審議をなされるのが、関連であろうと、どうであろうとね、やっぱり町政にかかわる大事なことは、その場でやはり精査しながらやるのが、それぞれ議員の役目であるんではなかろうかと思えますけど、いかがですか。

川端龍雄議長

教育民生常任委員長 岩見雅夫君。

教育民生常任委員長 岩見雅夫議員

討論のような形にですね、なろうかと思うんですけども、さきほど報告したようにですね、委員長報告としては審査の経過と結果について報告をしておるんですから、一般論としてですね、町政の重要問題であるとか、予算全体についてですね、論議をすべきというのは、少し今回の委員長報告に対する質疑としてはですね、無理だと思うんです。

定数特別委員会の例を出されておりますけれども、趣旨は違いますしですね、そういった点は当てはまらないんじゃないでしょうか。これ以上は、委員長報告に対するですね、ご意見を言われてもですね、そこまで踏み込んでやるかどうかについては、再付託の問題とかですね、議事の取り扱いにかかわってくると思いますので、以上でですね、私の報告としてはとどめさせていただきたいと思います。

川端龍雄議長

東清剛君。

20番 東清剛議員

よくわかりました。議長はね、どのように判断されるかちょっと伺いたいんですけど、やはり本会議でね、精査してくださいとお願いしたことに関して、どのように取り扱っていくのかということ、どういう見解なのかね、ちょっとお聞かせください。それで終わります。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

20番 東清剛議員

お聞かせください。

川端龍雄議長

何も議事進行動議がなかったから、私はそのように受け止めてます。

15番 中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

1点だけお聞きします。37ページの保健体育費の中で、社会教育振興費、これについてはですね、かなり突っ込んだ委員会の報告がありました。

そこで、聞きたいのは私、合併時に行ったときの規定どおりの予算内で補助をしているんだという話でしたが、特に小学校、中学校、ここら辺の全国大会、東海大会に出場して行くときと、して行かないときがあるんですが、少人数で行くスポーツクラブもありますし、大勢の人間でソフトやバスケットのように行く場合もあります。そこで格差が生れておるといようなことを踏まえて、こういう論議がされたんだと思うんですが、そこら辺で突っ込んだ論議はなかったでしょうか。

川端龍雄議長

教育民生常任委員長 岩見雅夫君。

教育民生常任委員長 岩見雅夫議員

この社会教育のですね、スポーツの件につきましては、委員会の中でいろんな角度から質疑もありました。そして特に意見としてですね、委員長報告の中で申し上げましたような意見も出されております。いろいろ援助すべきではないかという観点からですね、さらに町内のスポーツ振興を図る立場からの意見としてですね、この内規を検討、再検討してでもですね、もっとこの助成を図るべきではないか、特に東海大会、あるいは全国大会等への出場の場合に、いろんな個人負担の関係でですね、なかなか参加が困難になるということを改めていくためにもですね、必要であるというふうなことの意見も出されまして、担当課長のほうもですね、そういう要望も今まで聞いておるしですね、今後の問題としても検討していきたい、内規だから状況いかんによってはですね、変更が可能であるので助成等の件について、内規の再検討も含めてですね、是正したいという意向も出されました。これらは、いずれも町内のですね、スポーツ振興をより図っていくという立場からの意見だと思います。

それから、本会議の中でも出されましたように、美し国駅伝にかかわってですね、いろんな選手選考等についての意見も出されました。これらは委員会における意見としてですね、私も記録にとどめてですね、この委員会での報告をさせていただいたわけなんですけど、そういう観点での積極的な意見が出されたことを、あわせて追加して報告しておきます。

15番 中津畑正量議員

はい、ありがとうございます。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

質疑なしと認めます。

次に、議案第59号 平成20年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これで、教育民生常任委員会にかかる案件についての委員長報告に対する質疑を終了します。

川端龍雄議長

次に、産業建設常任委員会にかかる案件についての質疑を行います。

議案第58号 平成20年度紀北町一般会計補正予算（第2号）について、産業建設常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

19番 奥村武生君。

19番 奥村武生議員

款5 農林水産費、29ページですね。これの目の4、賃金が2,542、委託料が1,689等についてですね、質問はなかったのでしょうか。

川端龍雄議長

産業建設常任委員長 島本昌幸君。

産業建設常任委員長 島本昌幸議員

奥村議員の質問にお答えします。

29ページでは町有林造成、30ページ、分収林の賃金の支出内容を教えてくださいということで、海山区4人、紀伊長島区3人の作業員に対する賃金ですと、以上です。ほかにはありませんでした。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

川端龍雄議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

私の聞いたのは、どういう質問が、ほかに質問があったというような報告、さきほど聞いたような気がするんやけども、質問がなかったということですかね、これ。

川端龍雄議長

この議事進行はちょっと受け付けにくいですけどもね。委員長のほうで、質疑ではないですか。

19番 奥村武生議員

質疑にいたします。慎重に審議されましたですか、そうすると。

川端龍雄議長

奥村議員、今の私のあれに教えてください。議事進行ってさきほど言いましたけど。

19番 奥村武生議員

取り消します。

川端龍雄議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

さきほどの件について質問がなかったというふうなことを言われましたですけど、質問があったというような報告を聞いたような気がするんやけども、そうすればですね、慎重に審議をされましたかということなんですよ。そして中身は、賃金のほうが2,542ということは、直営を止めてですね、委託に回し、委託のほうが安いということ、というふうに思うんですけども、その辺はどうなんですかね。詳しく説明をしていただきたいんです。

川端龍雄議長

産業建設常任委員長 島本昌幸君。

産業建設常任委員長 島本昌幸議員

奥村議員の質問にお答えいたします。

29ページに関しましては、議員が質問されるような審議はございませんでした。

川端龍雄議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

そういう質問がなかったということはですね、委員長はじめとしてですね、この重要な問題だと私は思うんですけども、直営を止めて委託をして、委託したほうが得になっておるというふうに私判断しているんですよ、これは。その辺が直営と委託の関係が、予算の関係で今まで随分問題になったと思うんですよ。私もそのように理解しています。

その辺でですね、委員会としてこういう問題については、委員長は熟知をしていなくちゃいかんと思うし、委員会として討論されなかったということは、ちょっと非常に不本意やとは思いうんやけども、討論されなかったということでは仕方ないということですかね、議長さん。

仕方ないということですか。

川端龍雄議長

よろしいですか。よろしいですね。

ほかに質疑される方はありませんか。

あるの、今3回目ですから、はい許します。

19番 奥村武生議員

そうするとですね、直営と委託の関係の今後のあり方について、どのような方向性を持ってみえるのか、私の把握したというよりも、いろんな形で自分のですね、引本の裏の山のことで、いろいろと林業のことについて随分勉強させていただきましたけども、そのときに、その直営と委託のあり方について、すごく問題を感じているわけです。平成14年からの県の補助金で数百万円、1千万円に近い金だったと思うんですけども、森林の中に光を入れてですね、土壌を強くして育てようという事業があったと思うんですけども、それについても非常にずさんであった。いわゆるその町の管理不行き届きが激しいものであったというふうな報告が、引本公園を愛する人からも随分出てたわけですよ。何でそんなことが出ておるのかなと思っておったら、実にその町有林の管理のあり方についてですね、ずさんであったというふうに私は判断しているわけです。

それでまた、私はそのときに感じたのは、もう直営というのはですね。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

尾上壽一君。

8番 尾上壽一議員

委員長報告に対する質疑ですから、やはりそこら辺はもう少し議事のほうで、議長のほうからはかっていたきたいと思います。

川端龍雄議長

わかりました。

奥村議員、簡潔に、この委員長報告に対しての質疑のみしていただきたいと思います。

19番 奥村武生議員

もう非常に重要なことだと思うので、非常に不本意ですけど、今の議事進行に対しては。直営と委託のあり方、今後のあり方を話してください。それで結構です。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

質疑なしと認めます。

次に、議案第60号 紀北町道の路線認定についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第61号 紀北町道の路線認定についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第62号 紀北町道の路線認定についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

これで、産業建設常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了します。

川端龍雄議長

続いて、決算特別委員長の報告に対する質疑を行います。

認定第1号 平成19年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次に、認定第2号 平成19年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次に、認定第3号 平成19年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次に、認定第4号 平成19年度紀北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次に、認定第5号 平成19年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次に、認定第6号 平成19年度紀北町水道事業会計決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

これで、決算特別委員長報告に対する質疑を終わります。

川端龍雄議長

これより、各議案の討論、採決に入ります。

日程第4

川端龍雄議長

日程第4 議案第57号 紀北町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。
討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第57号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第5

川端龍雄議長

次に、日程第5 議案第58号 平成20年度紀北町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

17番 松永征也君。

17番 松永征也議員

議案第58号 平成20年度紀北町一般会計補正予算(第2号)について、賛成討論をいたします。

歳入におきましては、地方交付税が1億5,900万円という多額の増額が計上されております。これにつきましてはですね、交付税の確保にあたって、町の努力によるところも大きいものと思っております。また、ふるさと納税としてですね、都会におられる町内出身者からの寄附金103万円が計上されております。

さらにですね、町債においてもですね、災害復旧事業債とかですね、また臨時財政対策債などの後年度において、地方交付税で元利償還金が算入措置されるもののみをですね、計上されておまして、有利な質のよい町債の確保に努められていると思っております。

さらにですね、過去に借り入れした金利の高い町債についてですね、借り換える予定であった7,750万円ではありますが、これにつきましてもですね、借り換えせずに繰上償還する措置がとられているということでございます。

一方、歳出におきましてもですね、新規事業として橋りょう長寿命化修繕計画策定事業費、900万円ではありますが計上されております。この事業はですね、町道に架かる古い橋りょうの寿命の延命化を図ることが目的であって、予防的な修繕を計画的に行っていくものであります。これによりですね、橋りょうの耐震化が図られるとともに、安全な交通の確保が図られることでもあります。このようにですね、効率化、あるいは効果的な橋りょうの維持管理につながるものであると思います。

このようなことからですね、将来的にはこの事業は経費の節減につながるものであると考えます。よって、予算全体においてですね、財政健全化に取り組まれておられるところが、多々見られますので、議案第58号について賛成討論といたします。

川端龍雄議長

ほかに賛成討論する方はございませんか。

21番 谷節夫君。

21番 谷節夫議員

議案第58号 平成20年度紀北町一般会計補正予算(第2号)に、賛成討論をいたします。

12月議会も終わりました、今度は新年度の平成21年度の予算に、まだ採決はとってないですけど、終わろうとしております。21年度の予算編成にも大きく関係してくることですので、実

は1日目からの本会議質問、議論からしまして、1つ執行部からは、その厳しい財政であるということ是一般質問の中でも度々その言葉を聞くわけなんです。今回のこの予算の中で、やはり過大に予算が措置されたということは、非常に私ども議員にとって厳しい財政状況の中で、これは大いに反省してもらい、そして丁寧なその予算を見なければいけないと思っております。

これを踏まえて、今回の平成20年度一般会計補正予算の賛成討論と代えさせていただきます。以上です。

川端龍雄議長

ほかに賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する各委員長報告は可決であります。

お諮りします。

日程第5 議案第58号については、各委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

川端龍雄議長

挙手多数です。

したがって、本案は各委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第6

川端龍雄議長

次に、日程第6 議案第59号 平成20年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終結し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第6 議案第59号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第7

川端龍雄議長

次に、日程第7 議案第60号 紀北町道の路線認定について議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終結し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第7 議案第60号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第8

川端龍雄議長

次に、日程第8 議案第61号 紀北町道の路線認定について議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第8 議案第61号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第 9

川端龍雄議長

次に、日程第 9 議案第62号 紀北町道の路線認定について議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番 平野隆久君。

12番 平野隆久議員

議案第62号 町道路線認定について、賛成の立場で討論を行います。

この町道認定については、起点から国道に出て右折する場合、2レーンをまたぐことにより危険性が増すため、地区住民からの要望があったと担当課長から説明を受けておりまして、危険性を回避するための町道認定の必要性は理解できます。

また、町道認定のあと予想される用地買収については、産業建設常任委員長からも、今後の国交省との交渉においても、町道認定後のほうが交渉しやすいとの説明もありました。認定後の用地買収において、できるだけ町負担が発生しないように、努力されることを要望して、この議案に賛成とさせていただきます。

川端龍雄議長

ほかに賛成討論される方はございませんか。

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

議案第62号 町道の路線認定について、賛成討論を行います。

町道船津小笠原2号線は、前者議員も言われましたが、高速道路海山インター建設によりまして、当地区に居住する町民が、安全に国道42号線に乗り入れするために必要な道路であります。高速道路ができることにより、大多数の人々は経済性や利便性の恩恵を受けるわけですが、その影で道路近辺の住民は、工事による騒音や粉塵などによる居住性の低下や、工事完了後は

通行車両による騒音や排気ガスなど、住環境の悪化を我慢しなければなりません。

私たちは、このような町民の皆様の現状を理解し、生活に不安を与えないよう、最善の努力をすべきであります。この観点から勘案しまして、この道路については速やかに町道認定すべきであると思い、賛成するものであります。

川端龍雄議長

ほかに賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第9 議案第62号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第10

川端龍雄議長

次に、日程第10 認定第1号 平成19年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

3番 近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

認定第1号 平成19年紀北町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行い

ます。

決算は、会計処理上の問題だけでなく、1年間の財政支出の傾向をつかむと同時に、住民のためにどのような施策がなされてきたかということ点を点検していく場です。そのため、決算書のほかに審議資料の提出が義務付けられています。その中の主要施策の成果説明書は、行政効果の客観的判断のための資料です。

ところが、この義務付けられている資料の中身は数字だけで、どういう成果があったのかという、具体的な記述がありません。今後の施策に対する改善や反省に役立てるという立場からも、この資料の改善を求めます。

また、会計別決算総括表前年度と比較した款別決算比較表、歳出決算の性質別分類表など、これからの行政のあり方を考えるため、これらの積極的な資料提出を求めます。

19年度においては、議会事務局から、これらの資料の提出がありました。水道課も総括など明細な分析が明記されてありました。これらのことは高く評価いたします。中身について意見を言います。

予算審議の段階で議論をしてきたように多くの問題がありました。まず、財政再建ということで、また効率がいいかの判断だけで、社会的弱者への支援も同様に考え切り捨ててきました。福祉を切り捨てるのではなく、無駄を省いて福祉をより充実させるように努力をすべきと指摘してきました。今回の決算も国や県の弱者切り捨てに対して、自治体としての防波堤の役目を果たしていません。配食サービスは住民の負担が上がったのに、サービスは低下しました。検診も住民負担が上がり、通知などサービスは低下しております。地方バスの支援も高齢化が進む高齢者の足となる予算なのか疑問です。

また、議論がなかったけれども、やすらぎ苑の送迎バスの助成金の廃止、高齢者への寝具の洗濯、乾燥、消毒事業の廃止など、このような低下もありました。無駄な財政負担、三重県型デカップリング支援事業は工事が完成されていないということで、2,000万円全額繰り越されております。予算執行が行われなかったということです。

さらに、お魚らんの訴訟の問題は、結果的には税金が解決金として支払われたことになり、認めることができません。このようにお金がないのではなく、福祉切り捨ては福祉の心がないのだと思います。

以上、私の反対の理由とさせていただきます。

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りします。

日程第10 認定第1号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

川端龍雄議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、認定することに決定します。

日程第11

川端龍雄議長

次に、日程第11 認定第2号 平成19年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りします。

日程第11 認定第2号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

川端龍雄議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、認定することに決定します。

日程第12

川端龍雄議長

次に、日程第12 認定第3号 平成19年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りします。

日程第12 認定第3号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

日程第13

川端龍雄議長

次に、日程第13 認定第4号 平成19年度紀北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

日程第13 認定第4号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

日程第14

川端龍雄議長

次に、日程第14 認定第5号 平成19年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

日程第14 認定第5号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

日程第15

川端龍雄議長

次に、日程第15 認定第6号 平成19年度紀北町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

日程第15 認定第6号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

日程第16

川端龍雄議長

次に、日程第16 請願第6号 自主的な共済制度を新保険業法の適用除外とする意見書を国に提出を求める請願書を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

15番 中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

請願第6号 自主的な共済制度を新保険業法の適用除外とする意見書を国に提出を求める請

願に、賛成の立場で討論をいたします。

改正保険業法により、多くの自主共済が解散に追い込まれようとしているのが現状でございます。自主共済は構成員の生活を守り、助け合うために非営利で営業されている組織であります。例えば、請願者でもある三重県保険医協会の会員は、紀北地区内では開業医として医科医師や歯科医師39名が会員となっている団体でございます。

医者といえども、病気や怪我になる場合も多々あります。休業保障により県内でも毎月10名近くがこの共済制度で受給をし、この制度のお陰で代診の医者を置くことができたこと、休診しないで良かった。また、閉院せずに患者さんに迷惑をかけずにすんだ等の声も届いているという、報告も受けております。

また、知的障害者は入院の際、必ず介護者の付き添いが要るわけですが、この付き添いに対し、その費用は社会保険ではカバーしきれないし、一般の保険会社では原則として障害者の加入を受け入れておりません。そのため、障害者の保護者が全国知的障害者の互助会をつくって、ボランティアで運営し、1ヵ月1,000円強の掛金で、いつでも安心して入院できるようにしているのが、この団体でございます。

また、その他PTA安全互助会や勤労者山岳会、山へ行きますと、救援ヘリを迎えると何百万円のお金が要ります。そういう意味でもこういう互助会制度の中で保険給付を行えるよう、助け合っている団体、そういう団体が自主的な共済制度をつくったり、互助会で助け合っている組織がございます。私はこの新保険業法の適用除外にならないと、この地区の地域医療や社会的弱者を守れなくなってしまう恐れが多分にあるということから、本請願につきまして、強く賛成の意を表すところでございます。どうか皆様のご賛同よろしくお願いを申し上げまして、賛成討論といたします。

川端龍雄議長

ほかに原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。

日程第16 請願第6号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、採択することに決定いたしました。

川端龍雄議長

請願が採択されましたことにより、意見書案の提出がありますので、ここで暫時休憩します。開会は4時から開会いたします。

(午後 3時 50分)

(意 見 書 の 提 出)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 4時 00分)

川端龍雄議長

さきほど、請願が採択されたことにより、意見書案1件と、新たに町長から議案1件が提出されました。

お諮りします。

この2件を日程に追加し、別紙のとおり追加日程として議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、議案1件と、意見書案1件については日程に追加し、別紙、追加日程のとおり

議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1

川端龍雄議長

追加日程第1 議案第63号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

奥山町長。

奥山始郎町長

議案第63号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。分娩機関における一定の出産に係る事故について、補償金の支払いに備えるための産科医療補償制度が創設されることにより出産費用の増加が見込まれることから、出産育児一時金の金額を見直すため健康保険法施行令等の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

本来であれば本定例会初日に上程すべきところではありますが、産科医療補償制度が平成21年1月1日から施行されるにも関わらず国の政令改正が遅れ、12月2日に閣議決定され5日に公布されたことにより、それに伴う省令の改正等が更に遅れ、本定例会に追加上程させていただくということになりました。議員の皆様にはご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、住民課長に説明いたします。何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

川端龍雄議長

続いて、内容説明を求めます。

谷口住民課長。

谷口房夫住民課長

それでは、議案第63号の紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、内容説明をさせていただきます。

議案第63号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

紀北町国民健康保険条例（平成17年紀北町条例第 103号）の一部を、別紙のとおり改正する。

平成20年12月19日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成20年政令第 371号）が制定されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

この政令の趣旨及び主な内容ですが、平成21年1月1日より一定の出産にかかる事故につきまして、補償金の支払いに備えるための仕組みである産科医療補償制度が開始されることに伴いまして、出産費用の上昇が見込まれることから、健康保険法の施行令等の一部を改正する政令が制定されましたので、本条例の改正をしようとするものでございます。

改正の具体的な内容ですが、3枚目の新旧対照表で説明させていただきます。

右が旧、左が新であります。今度の改正は、第6条に規定する出産育児一時金の規定を改正しようとするものでありまして、出産育児一時金につきましては、これまでどおりの35万円で、変わりはありませんが、町長が他の健康保険制度との均衡を勘案して、必要と認める出産については、3万円を超えない範囲内で、町長が定める額を加算した額を支給するという、ただし書きを加えるというものでございます。

このただし書きの内容ですが、さきほど申しましたように、平成21年1月1日より新たな産科医療補償制度が開始され、この制度に加入した分娩機関で出産したときは、35万円に3万円を超えない範囲内で加算した額を分娩者に支給するというものであります。

ちなみに、この3万円はこの制度の保険料相当額でございます。

この条例の施行期日でございますが、附則の第1項に記載しておりますが、産科医療補償制度の開始時期にあわせまして、平成21年1月1日からとしております。

第2項では、この条例の施行前に出産した場合の出産育児一時金につきましては、これまでどおり35万円ということでございます。

最後に、産科医療補償制度の概要につきまして、少し説明させていただきます。

別添のですね、産科医療補償制度の概要をご覧ください。

産科医療制度ですが、分娩に関連して発症した脳性麻痺のお子さん、その家族の方の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、将来の脳性麻痺の予防に資する情報提供をすることによって、分娩機関と分娩者における紛争の防止、早期の解決及び

産科医療の質の向上を図ることを目的に、新たに設けられた制度でございます。

補償の仕組みですが、分娩機関と妊産婦との契約に基づいて、通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった方に、また分娩者の方に、分娩機関の過失の有無にかかわらず、補償金を支払うというものでございます。

そのため、分娩機関はですね、補償金の支払いによる損害を担保するため、運営組織、この場合は財団法人の日本医療機能評価機構を指しますが、ここを通して損害保険会社の損害保険に保険料を支払って加入するというものでございます。

その補償対象は、通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった場合とするということで、ただ、出生体重が2,000g以上、かつ在胎週数が33週以上などの基準があるほか、先天性要因等によって出生した場合は対象外となっております。

また、出生体重・在胎週数の基準を下回る場合でも、在胎週数28週以上の者については、個別審査を行うというものでございます。

次に、補償金額でございますが、出生時に一時金として600万円、分割金として、これは毎年120万円が20年間ということで2,400万円、合わせて3,000万円が支払われるというものでございます。

また、分娩機関がこの制度に基づき、損害保険会社に支払う保険料は3万円となっております。そのほか、遅くとも5年を目途に新しい制度でもございますので、それまでの制度をですね、検証し、適宜必要な見直しを行うというものでございます。

制度の開始は平成21年1月1日からとなっております。

以上が、産科医療補償制度の概要でございます。

ただ、この制度はですね、法律で規制し、市町村が運営する制度ではないことから、分娩機関をすべてこの制度による保険に強制加入させることにはなっておりません。加入につきましては、分娩機関の選択によることになっております。したがって、この制度に加入した分娩機関で出産した場合、分娩機関が出産費用にこの保険料相当額の3万円を上乗せして、請求してくることが見込まれますので、この場合に限り分娩者に保険料相当額の3万円を現行の出産育児一時金35万円に上乗せして、38万円を支払うとするものでございます。加入しない分娩機関で出産した場合は、現行の額の35万円を支払うというものでございます。

ちなみに、三重県下の52の全分娩機関につきましては、すべて加入するというで聞いております。以上で、議案第63号の紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明を終わります。よろしくお願いたします。

川端龍雄議長

以上で提案理由並びに内容説明を終わります。

これから議案に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

3番 近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

3万円健康保険から支払うということですが、その財源といたしますか、はどうなっていますか。

川端龍雄議長

谷口住民課長。

谷口房夫住民課長

お答えいたします。国民健康保険事業の特別会計におきましてですね、現在、出産育児一時金、現行35万円でございますが、それにつきましてはですね、一般会計から3分の2にあたります23万3,000円が繰り出され、残りを保険料で35万円として分娩者の方に支払いしておるということでございますが、この3分の2、一般会計から繰り出されます23万3,000円につきましてはですね、国のほうから地方交付税という形で入ってきております。

ただ、その算入率でございますが、いくら入ってきておるか、23万3,000円、これにつきましてはですね、国保会計における全体事業、一般財源化される事務費の全体事業の中で入ってきておまして、個別のこの助産費にあたるんですが、その部分についてどれだけ入ってきておるかというのは、交付税の算定資料を見ても出てきておりませんので、その算入率についてはわかりません。

したがって、この3万円につきましてもですね、地方交付税として補てんされることは間違いのないと思いますが、そのうちいくら入ってくるかというのはですね、同じような形で算入率で入ってくるものと思われまます。以上です。

川端龍雄議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

3万円も35万円と同じようにやるだろうということなんですが、このことによって国保の保険料に影響するようなことはないでしょうか、どうですか。

川端龍雄議長

谷口住民課長。

谷口房夫住民課長

今も説明させていただきましたようにですね、3万円の増額部分につきましては、すべてが交付税算入されませんので、幾分ですね、保険料として負担の増にはなろうかと思えます。ゼロではないということで、お答えをさせていただきます。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

10番 岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

新しいこの新旧対照表条例なんですけども、ただし書きという形で決められる、そういう提案になっておるんですが、去る国保の協議会のときにですね、若干説明を受けましたが、全体としては議会も説明受けてないわけですけども、今回、この国の法律によって決められて、明確にですね38万円というふうに記載しなかったのは、どういう事情でしょうか。

川端龍雄議長

谷口住民課長。

谷口房夫住民課長

お答えいたします。さきほどもですね、演壇で説明させていただきましたように、この制度にですね、加入するのは分娩機関の選択によるものでございまして、38万円と記入しなかったのはですね、さきほども説明させていただきましたが、加入しなかったところにつきましてはですね、現行どおりの35万円ということになりますので、そういったところからですね、入ったところだけ38万円にしますよという、ただし書きでもってきたということでございます。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

15番 中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

ちょっと前者と重なる部分もあるんですが、財源問題なんですけどね、これは地方交付税で見られるかと思っているようですが、そこは中身としては精査できないというですね、交付税のいくらがこの3万円分として振り込まれるんかというのはわからない。それはこの補償制度へ入る機関と入らないところがあるからということなのか、はっきりしていきたいのは、特別交付税にならないのかどうか、地方交付税の中でもね。そこは地方交付税という大きな部分で入

ってくるという認識をしているということなのか、その点と。

3分の1は会計の負担になるというか、町の負担になるんですか、そこら辺ではですね、一般会計からの繰り入れになるのかどうか、被保険者の負担になるのかどうか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

川端龍雄議長

谷口住民課長。

谷口房夫住民課長

お答えいたします。まず1点目のですね、交付税算入でございますが、ちょっと舌足らずだったと思いますが、議員さんご指摘のように地方交付税の中にはですね、普通交付税と特別交付税がありまして、現行の35万円につきましてはですね、普通交付税という形で基準財政需要額の中に入れておるということで、それをですね、どれだけ入ってくるんか、この35万円のうちということを精査したんですが、さきほども申し上げましたように、いくら入ってくるというのはいわかりません。

したがいまして、この3万円につきましてもですね、入ってくることは間違いのないと思っておりますが、算入率はわからないということで、特別地方交付税につきましてはですね、入ってもらえるべきではないかというご質問もありましたが、議員さんもお存じのように特別交付税につきましてはですね、災害等やとか特殊事業等ですね、そういう的都道府県のほうからですね、国から都道府県のほうへいくらか来ましてですね、その部分をいろいろな災害等が起こった特別な部分についてですね、交付されるという性質を持っておるものですから、今回のこの出産一時金の3万円の上乗せ部分につきましては、今までどおりですね、普通交付税として基準財政需要額の中でカウントされてくるものと思っております。以上です。

すみません。あと1点ですね、さきほども言いましたように、3分の2以外の部分につきましてはですね、保険料の中で負担する、今の現行制度でありましてもなっておりますので、この3万円につきましてもですね、38万円として入ってきたときにはですね、その3分の2が一般会計から繰り入れされてきます。残りの部分につきましてはですね、国保会計、すなわち保険料でもって支出するということになるということでございます。

川端龍雄議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

1点目の部分ですが、特別交付金で入ってこないという特殊な事情という意味がないとい

うことですが、実際にはね1月1日、あと12日あとに、この施行されるんですね、この制度が。緊急というんか、もう、ほん目と鼻の先で施行される、そういう緊急性があるのにも、これはむしろ国のほうに言うべきなんでしょうが、本来なら特別交付税でもみるべきではないかと、私は思うんですが、そこの見解をひとつお願いしたいことと。

3分の2以外の部分については、これは町が持ち出すんでなくて、被保険者が保険料の中へ加算されるという格好になるということが、はっきりしているんですか、そこの点だけお聞きします。

川端龍雄議長

谷口住民課長。

谷口房夫住民課長

最後の部分からお答えさせていただきます。

3分の2以外の部分についてはですね、さきほど言いましたように、保険料で補てんして、38万円として分娩者のほうへ支払うということになります。

それからですね、1点目の普通交付税じゃなしに特別交付税の件でございますが、1月1日から施行ということの中でですね、緊急ではないかということでございますが、実際はですね、ご指摘のようにですね、この1月1日からもう施行されますので、今からですね、分娩機関がこの制度を通して保険会社のほうへ、保険に加入するということになると、非常にこう時間的なものがないものですから、もうすでに尾鷲総合病院で聞きますと、10月の頭にですね、もうすでに分娩機関として届け出をしてあるということで、施行にあわせて正式な手続きをとるといって進んでおるといってございまして。以上でございます。

川端龍雄議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第1 議案63号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第2

川端龍雄議長

追加日程第2 意見書案第8号 自主的な共済を新保険業法の適用除外とすることを求める
意見書を議題といたします。

提案の趣旨並びに内容説明を求めます。

松永征也君。

17番 松永征也議員

ご説明申し上げます。

意見書案第8号

平成20年12月19日

紀北町議会議長 川端 龍雄 様

提出者	紀北町議会議員	松永 征也
賛成者	同 上	中津畑正量
	同 上	中村 健之
	同 上	家崎 仁行
	同 上	東 篤布

自主的な共済を新保険業法の適用除外とすることを求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

意見書案でございますが、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

平成17年の第162回通常国会で成立した「保険業法等の一部を改正する法律」（以下新保険業法という。）は、「共済」の名を利用して不特定多数の消費者に無認可で保険を販売し、消費者被害をもたらした「ニセ共済」を規制することが目的であった。

しかし、現実には「自主的な共済」まで一律に規制することとなり、結果として、これらの共済においては、廃止や大幅な制度変更を迫られ、加入者の保護を継続できない状況となっている。

各団体の実施する共済制度は、名称や仕組みなどは異なるが、それぞれの構成員の切実な要望を踏まえて創設され、今日まで運営実績を重ねられてきたところであり、新保険業法の見直しなどにより、「自主的な共済」の適用除外を行うことが求められる。

よって、本町議会は、非営利団体が構成する会員や家族のみを対象とし、福利厚生を目的に運営している「自主的な共済」制度の存続を図るため、国において「自主的な共済」を新保険業法の適用除外とするよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月19日

三重県北牟婁郡紀北町議会議員 川 端 龍 雄

(宛 先)

衆議院議長 河野洋平様

参議院議長 江田五月様

内閣総理大臣 麻生太郎様

総務大臣 鳩山邦夫様

法務大臣 森英介様

財務大臣 中川昭一様

内閣府特命担当大臣

(金融) 中川昭一様

金融庁長官 佐藤隆文様

以上でございます。

どうかご審議いただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

川端龍雄議長

以上で、提案の趣旨並びに内容説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第2 意見書案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

川端龍雄議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで会議を閉じます。

閉会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本年もいよいよ押し迫ってまいりました。特に緊急案件のない限り、本日をもって納めの町議会となりますので、12月定例会を閉会するにあたり一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

今期定例会は、去る12月8日の開会から本日まで12日間にわたり、提案されました補正予算をはじめ、多数の重要案件についてご熱心に審議を賜り、本日ここに全議案の成立をみましたことは、議長として厚くお礼を申し上げます。

平成21年度の当初予算の編成にあたっては、決算の審査を通じて、広い視野から賜った数々の意見を十分に留意していただき、町民生活の安定・向上のために、それぞれ部署においては創意工夫をこらしていただきたいと思います。

執行部側の答弁において、厳しい財政状況であるため、予算措置ができなかったなどという発言が度々出ておりますが、当初予算はやはり当初予算でしていただき、決算等を踏まえた中で予算編成にあたれば、厳しい財政状況下であってもさまざまな事業の中の計画はできると思われまます。

必要な事業については、事業の効果など十分に説明を行い、住民の福祉向上のために最大の努力をお願いしたいと思います。徹底した経費削減策など、守りと先導的役割に邁進され、職員一人ひとりの創意工夫による攻めの両面作戦でもって、さらに頑張ってください、そのようをお願いする次第であります。

この1年間を顧みまして、議員各位が町民の代表としてよくその重責を全うされ、本町の発展と町民の福祉増進のために、絶大なるご尽力を賜りましたことに対し、深甚なる敬意を表し、心からお礼申し上げます。

いよいよ厳寒に向かいます折から、議員はじめ、執行部各位並びに町民の皆様におかれましても、くれぐれもご自愛くださいませ、特に年末においては飲酒運転や交通事故などに十分気を付けていただき、無事に年を越され、ご多幸な新年を迎えられますことをお祈り申し上げます、閉会にあたってのご挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

ここで、奥山町長よりご挨拶がありますので、よろしく申し上げます。

奥山始郎町長

12月議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月8日に開会されました本定例会は、12月1日の役員改選後、新議長のもとで開催される初めての定例会でありましたが、議員の皆様におかれましては、終始ご熱心にご審議を賜り、全議案について原案のとおりご可決いただき、誠にありがとうございました。

さて、本年も残すところ、あとわずかとなりましたが、我が国の経済状況は燃油価格の高騰、世界経済の低迷、円高等を受け、悪化の一途をたどっており、いつ回復に転じるのか予想でき

ないような状況であります。国においてはあらゆる景気対策等の政策が論議されているようですが、今後、どのような対策が打ち出されるのか動向を注視し、あらゆる政策に適切に対応できるような体制づくりが求められております。

このような中、今後、ますます厳しい町政運営が危惧されるところでありますが、平成21年度当初予算編成の中で、防災対策や福祉の向上、地域振興等山積する多くの課題の一つひとつに誠心誠意取り組み、町民の皆様が安心して住める町、住んで良かったと思われるまちづくりを目指していきたいと思っています。

なお、本年中に議員各位から賜りました貴重なご意見、ご要望等を十分に尊重させていただき、新たな年につなげていきたいと存じますので、来年も本年同様のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、議員の皆様、並びに町民の皆様におかれましては、どうか良いお年をお迎えくださいますよう、また時節柄、ご自愛くださいますようお願い申し上げます、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

川端龍雄議長

それではこれにて、平成20年12月紀北町議会定例会を閉会いたします。

どうも長い間、皆さんご苦勞さんでした。

(午後 4時 33分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 21年 3月 5日

紀北町議会議長 川端龍雄

紀北町議会議員 東 篤布

紀北町議会議員 中村健之